

第8期南部町介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

令和3年度～令和5年度
(2021年度) (2023年度)



令和3年3月
青森県 南部町

「みんなで支え合い 誰もがすこやかに

安心して暮らせるまち」の実現を目指して



わが国の介護保険制度は、その創設から 20 年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超える中、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

しかし、高齢化の急速な進行に伴い、増加する一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者、医療ニーズを抱えて生活する方等への支援、要介護者のサービスの確保、家族の介護負担の軽減など、様々な課題が浮上しています。さらに、近年の自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対応も、新たな課題となっています。

このような社会情勢も踏まえ、本町では 2021（令和 3）年度からの 3 年間を計画期間とする新たな「第 8 期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる機能拡充を目指します。

今後は第 8 期計画に基づき、町民のみなさまの参加と関係機関との綿密な連携・協働のもと、高齢者が心豊かに暮らせる健康長寿社会を創るため、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた「南部町介護保険運営協議会」の委員のみなさまに心からお礼申し上げますとともに、各種ニーズ調査などを通じ、町民のみなさまから多くの貴重なご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

南部町長 工 藤 祐 直

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格と策定体制等.....	4
（1）計画の法的根拠と位置付け.....	4
（2）他計画との関係.....	4
（3）計画の期間.....	5
（4）計画の策定体制.....	5
（5）ニーズ等の把握.....	6
（6）国の基本指針.....	6
3 日常生活圏域の設定.....	9
4 南部町の高齢者を取り巻く状況.....	10
（1）人口構造の推移.....	10
（2）今後の人口推計.....	11
（3）高齢者世帯の状況.....	12
（4）介護保険被保険者数の推移.....	13
（5）要介護（支援）認定者の状況.....	13
（6）認知症高齢者の推移.....	15
（7）介護保険給付費等の推移.....	16
5 介護給付実績データの分析結果.....	17
6 第7期計画の評価.....	21
第2章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念.....	27
2 重点施策.....	28
3 施策の体系図.....	30
第3章 高齢者関連施策の展開	35
重点施策Ⅰ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進.....	35
（1）介護予防の推進と普及啓発.....	35
（2）リハビリテーション専門職等を活かした取り組みの推進.....	36
（3）介護予防・生活支援サービス事業の推進.....	37
（4）地域の通いの場の創出.....	39
（5）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施.....	40

重点施策Ⅱ 在宅ケアの充実及び連携体制の整備	42
（１）在宅医療・介護の連携強化	42
（２）地域包括支援センターの運営	44
（３）在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実	45
（４）家族介護者等への支援の充実	46
重点施策Ⅲ 介護サービス等の充実・強化	47
（１）介護給付適正化事業の推進（第５期介護給付費適正化計画）	47
（２）適正な介護保険施設等の整備	51
（３）介護人材の確保・定着・育成	53
（４）2025年及び2040年を見据えた介護保険給付サービスの見込み	56
重点施策Ⅳ 認知症施策の推進	64
（１）認知症への理解を深めるための普及啓発と本人発信支援	65
（２）認知症予防の推進	66
（３）認知症への適切な対応と介護者への支援	66
（４）認知症バリアフリーの推進と社会参加や若年性認知症の方への支援	69
重点施策Ⅴ 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備	70
（１）高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	70
（２）高齢者が暮らしやすい生活環境づくり	71
（３）災害等緊急時に備えた支援の充実	73
（４）権利擁護支援の充実	74
（５）消費者被害等の未然防止の取り組み及び救済	75
重点施策Ⅵ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり	76
（１）生涯にわたるこころと体の健康づくり	76
（２）健康を支える地域社会づくり	78
（３）生活習慣病などの疾病予防	79
（４）高齢者の感染症対策	80
重点施策Ⅶ 高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援	81
（１）社会参加の機会の提供	81
（２）助け合い活動・生きがいのづくりの支援	82
第４章 介護保険事業費と保険料の算出	87
１ 保険料の推計手順	87
２ 被保険者数の推計	88
３ 要介護（要支援）認定者の推計	88
４ 介護給付費等の見込み	89
（１）介護給付費の推計	89
（２）介護予防給付費の推計	90
（３）総給付費の推計	90

(4) 標準給付費の推計	91
(5) 地域支援事業費の推計	92
(6) 標準給付費と地域支援事業費の合計	93
5 第8期計画期間における保険料基準額の算定	93
(1) 第1号被保険者の保険料負担割合	93
(2) 調整交付金	94
(3) 介護報酬の改定について	94
(4) 介護給付費準備基金	95
(5) 財政安定化基金	95
6 保険料の所得段階別設定	95
7 第8期の保険料基準額	96
(1) 保険料基準額の算定方法	96
(2) 第1号被保険者の保険料	97
(3) 保険料の減免・徴収猶予	98
(4) 保険料収納の向上・確保	98
第5章 計画の推進等	101
1 関係機関との連携の強化	101
2 計画の進行管理	101
3 各種データの活用	101
4 情報発信	102
5 感染症対策への配慮	102
6 インセンティブ交付金の活用	102
資料編	107
1 南部町介護保険運営協議会設置要綱	107
2 事業一覧	110
3 南部町介護保険事運営協議会委員名簿	115
4 策定経過	116
(1) 南部町介護保険運営協議会	116
(2) 庁内連絡調整会議	116
(3) 意見交換会	116



第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が2000（平成12）年に創設されました。

しかし、わが国の少子高齢化は急速に進行しており、2019（令和元）年10月1日現在で、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は28.4%（内閣府「令和2年版高齢社会白書」）となっています。また、2025（令和7）年にいわゆる団塊の世代すべてが75歳を迎えることから、高齢化率の上昇に加え、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者の一層の増加が見込まれています。

こうした社会情勢のなかで、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のための支援が包括的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築し、各地域の実情に応じて推進されてきました。

また、2017（平成29）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずるなど、介護保険制度の見直しが行われました。

2025（令和7）年が近づくなかで、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年には、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

こうした状況を踏まえ、南部町（以下「本町」という。）では、計画策定のための「基本指針」に沿って2025（令和7）年及び2040（令和22）年における目標を示したうえで、基本的事項を定めるとともに地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施が計画的に図られるよう、「第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下「第8期計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格と策定体制等

(1) 計画の法的根拠と位置付け

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく計画で、介護等が必要な方が介護保険サービス等を利用しながら、可能な限り住み慣れた地域で生活を送れるよう、介護サービス等の見込み量や介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めた計画です。また、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者を対象とした健康づくり、生きがいくくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

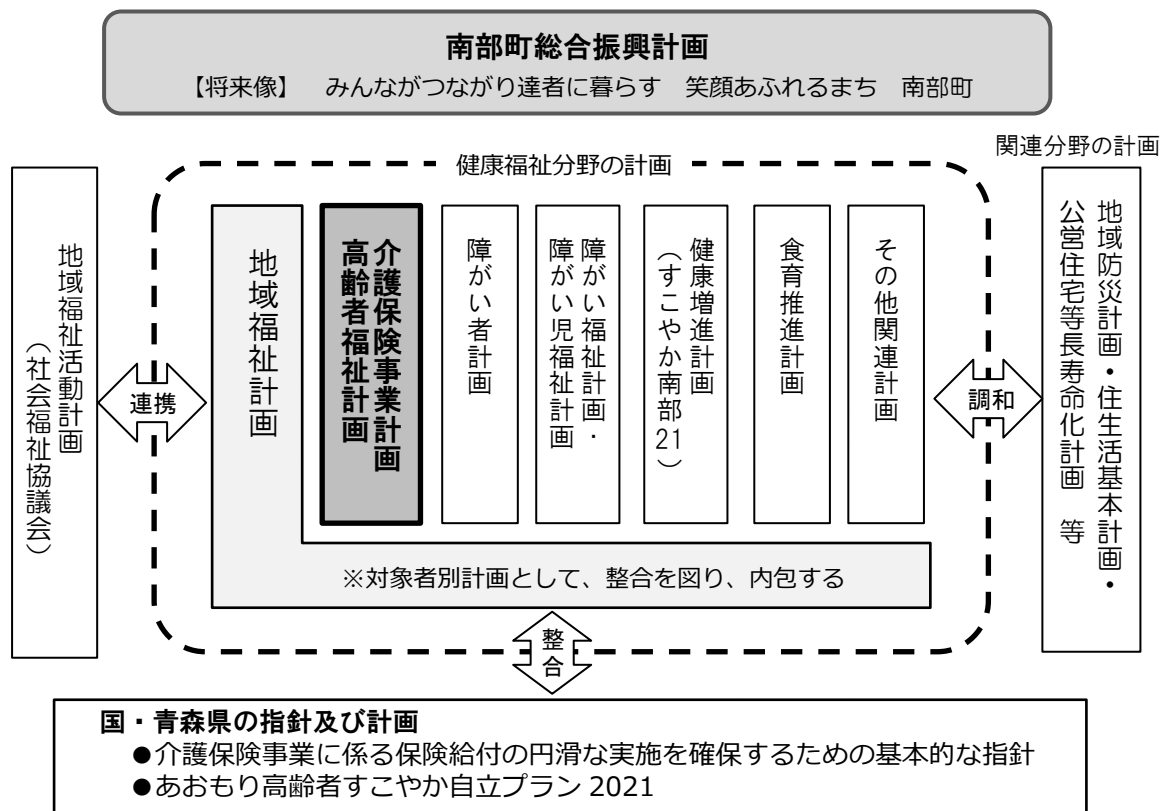
本町では、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定しました。

(2) 他計画との関係

第8期計画は、本町のまちづくりの上位計画である「南部町総合振興計画」の理念や目標を共有するとともに、保健や医療施策等の高齢者福祉・介護保険に関連する他の計画との整合性・調和を図ります。

また、青森県が2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間を計画期間として策定する「あおり高齢者すこやか自立プラン2021（第9期青森県老人福祉計画・第8期青森県介護保険事業支援計画）」や国の基本指針等との整合性のとれた計画とします。

■ 第8期計画の位置付け



（３）計画の期間

「介護保険事業計画」は、3年ごとに策定することが介護保険法で定められています。一方、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法で期間は定められてはいませんが、高齢者福祉全体をより総合的に推進するための計画として、介護保険事業計画の期間と合わせた2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3年間を計画期間としています。

■ 介護保険事業計画期間

2015～2017年度 (平成27～平成29年度)	2018～2020年度 (平成30～令和2年度)	2021～2023年度 (令和3～令和5年度)	2024～2026年度 (令和6～令和8年度)	2027～2029年度 (令和9～令和11年度)
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画
団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年と、団塊ジュニア世代が65歳となる2040（令和22）年の双方を見据えた地域包括ケアシステムの推進				

（４）計画の策定体制

① 南部町介護保険運営協議会

介護保険事業をはじめ高齢者福祉事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、南部町の実情に応じたものとするのが求められます。このため、被保険者の代表や医療・福祉等の関係機関・団体の代表者で構成される「南部町介護保険運営協議会」において、意見や提言等を受けながら計画の策定を進めました。

また、第8期計画の内容について、広く町民の意見を聴取するため、2021（令和3）年1月25日から2021（令和3）年2月12日にパブリックコメントを実施しました。

② 庁内連絡調整会議

庁内における高齢者福祉全体の調整を図るため、「南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定に関する庁内連絡調整会議」を開催し、保健・福祉・住まい・交通・企画・社会参加等、計画の具体的な事項に関して各部門の意見や情報の集約を行い、策定を行いました。

（５）ニーズ等の把握

① 各種アンケート調査

高齢者の生活状況や健康状態を伺い、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、第8期計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、介護保険サービス事業所の運営状況や今後の事業展開を把握するための参入意向調査や、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する調査を実施し、第8期計画策定の参考としました。

調査名		調査対象者	配布数	回収数	回収率
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	総合事業対象者、要支援認定者、一般高齢者	1,500	1,060	70.7%
2	在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護認定者	300	221	73.7%
3	在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	9	8	88.9%
4	居所変更実態調査	介護施設等（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅含む）	22	20	90.9%
5	介護人材実態調査	介護事業所、介護施設等（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅含む）	47	43	91.5%
6	介護支援専門員調査	居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務する介護支援専門員	24	22	91.7%
7	介護保険サービス等参入意向調査	介護サービス事業及び高齢者福祉施設等を運営する法人、事業者	23	23	100.0%

※アンケート調査の結果は、別冊「第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定に伴う基礎調査報告書」にまとめ、公表しています。

② 意見交換会

地域における在宅医療及び介護の提供に携わる方やその他の関係者の連携推進のため、庁内の保健師・栄養士等の専門職や町内に勤務する薬剤師による意見交換会を行い、専門的見地からの意見・課題等は第8期計画への反映に努めました。

（６）国の基本指針

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025（令和7）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、現役世代がさらに急減する2040（令和22）年の双方を見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズ等を中長期的に見通し、分析・勘案した方向性となることが求められます。

■ 第8期計画において記載を充実する事項

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 ➤ 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
2 地域共生社会の実現 ➤ 地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて記載
3 介護予防、健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施） ➤ 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載 ➤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載 ➤ 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載 ➤ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 ➤ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載） ➤ 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載 ➤ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載 ➤ PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ➤ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 ➤ 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進 ➤ 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取り組みやチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載） ➤ 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化 ➤ 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 ➤ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 ➤ 総合事業等の担い手確保に関する取り組みの例示としてボランティアポイント制度等について記載 ➤ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載 ➤ 文書負担軽減に向けた具体的な取り組みを記載
7 災害や感染症対策に係る体制整備 ➤ 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

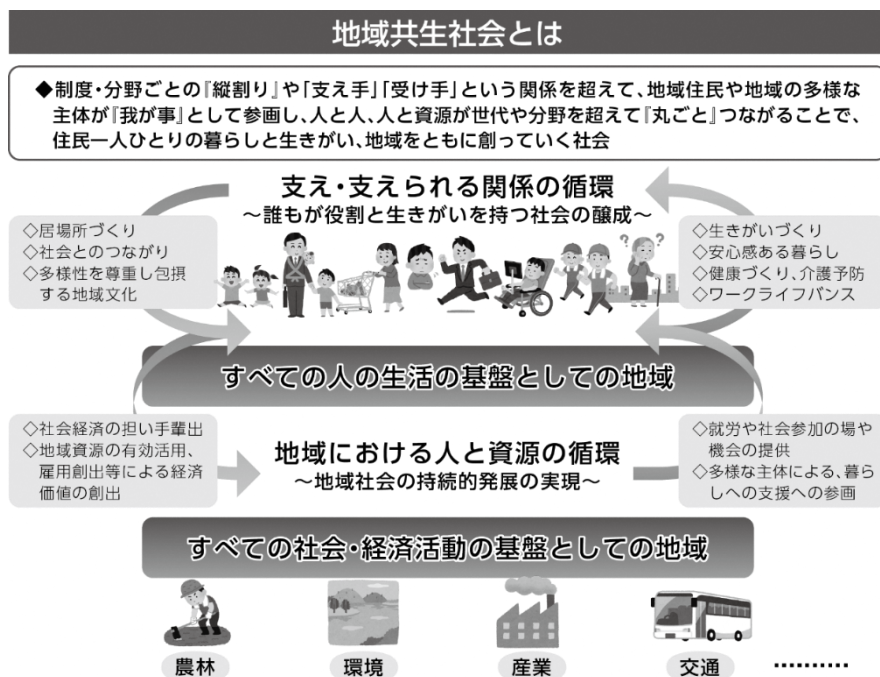
🔍 ～地域共生社会の実現を目指して～

今後、高齢化が一層進む社会の中で、地域で高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

その実現に向けては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務とされました。

これまで、介護保険制度においても地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策等の地域づくりに関係する取り組みを進めてきましたが、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」においては、2040（令和22）年を見据えた地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

今後は、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指します。

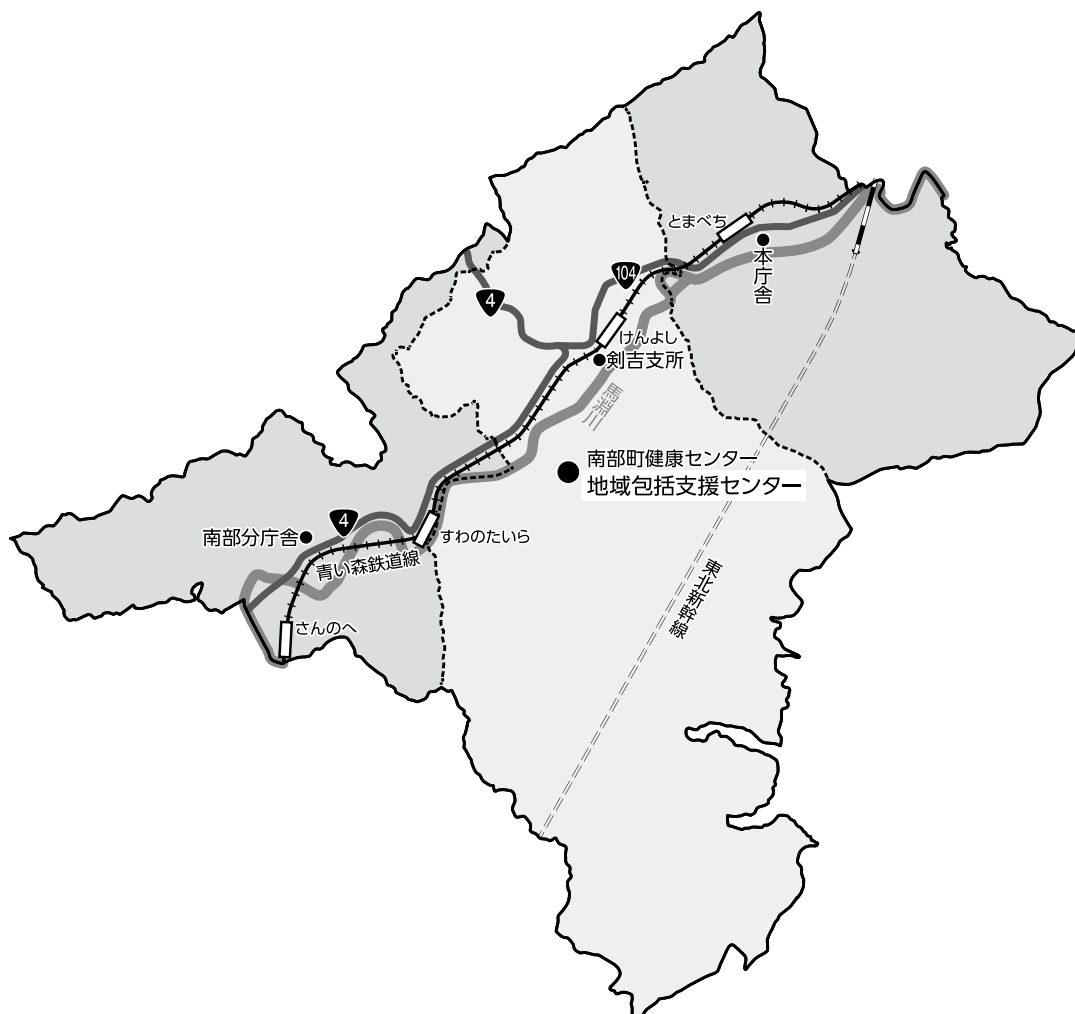


3 日常生活圏域の設定

地域の高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地域における地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、本町では、町全体を1つの日常生活圏域として設定しています。

日常生活圏域においては、地域包括支援センターが中心となり、地域の施設及び保健・医療・福祉関係者の連携を図るとともに、元気な高齢者を目指した介護予防事業から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行い、地域ケア体制の中心的役割を担っていきます。

■ 第8期計画における日常生活圏域図



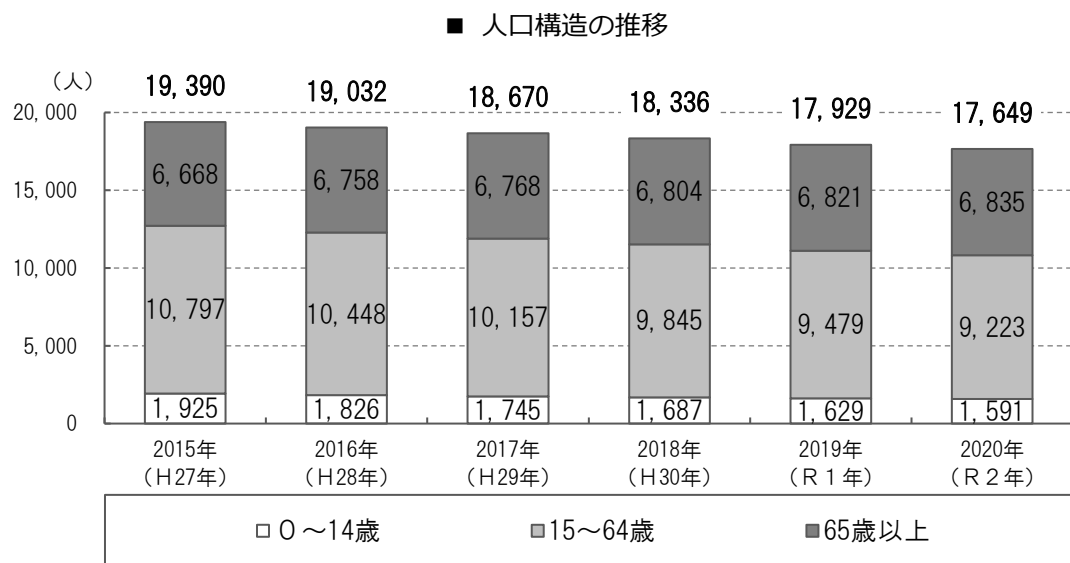
町全体を1つの日常生活圏域として設定

4 南部町の高齢者を取り巻く状況

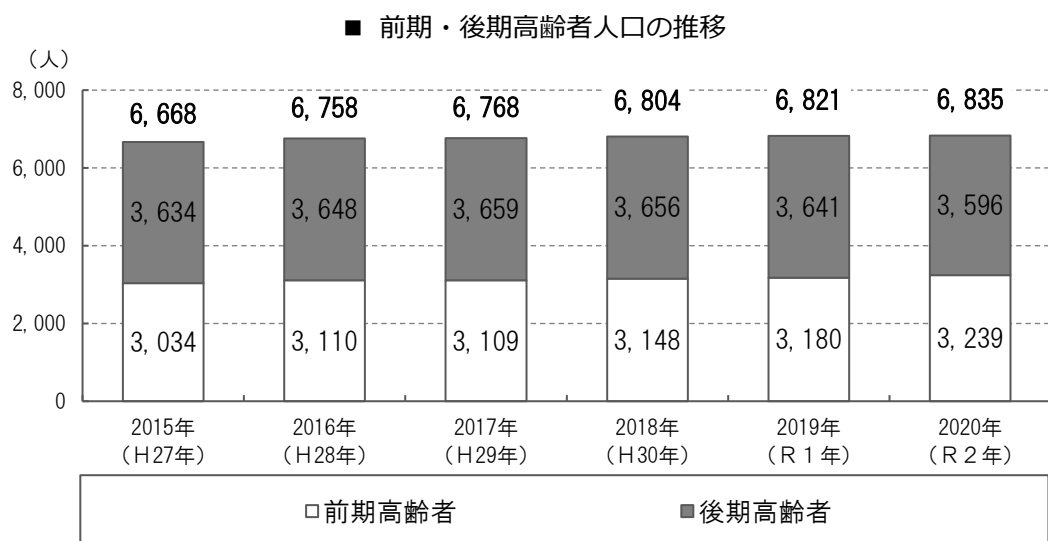
(1) 人口構造の推移

本町の2020（令和2）年9月末現在の人口は17,649人となり、2015（平成27）年の19,390人から1,741人減少しています。

65歳以上の高齢者人口は、2015（平成27）年から2020（令和2）年までに167人増加しており、高齢化率も2015（平成27）年の34.4%から2020（令和2）年の38.7%と4.3^{ポイント}増加しています。また、高齢化率は全国・青森県平均と比べて高い数値となっています。

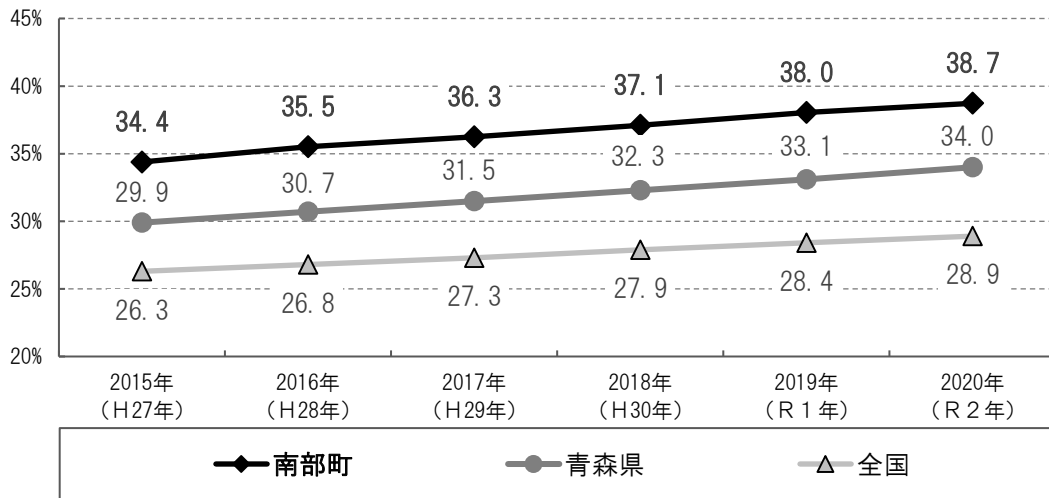


資料：住民基本台帳（各年9月末日時点）



資料：住民基本台帳（各年9月末日時点）

■ 高齢化率の推移



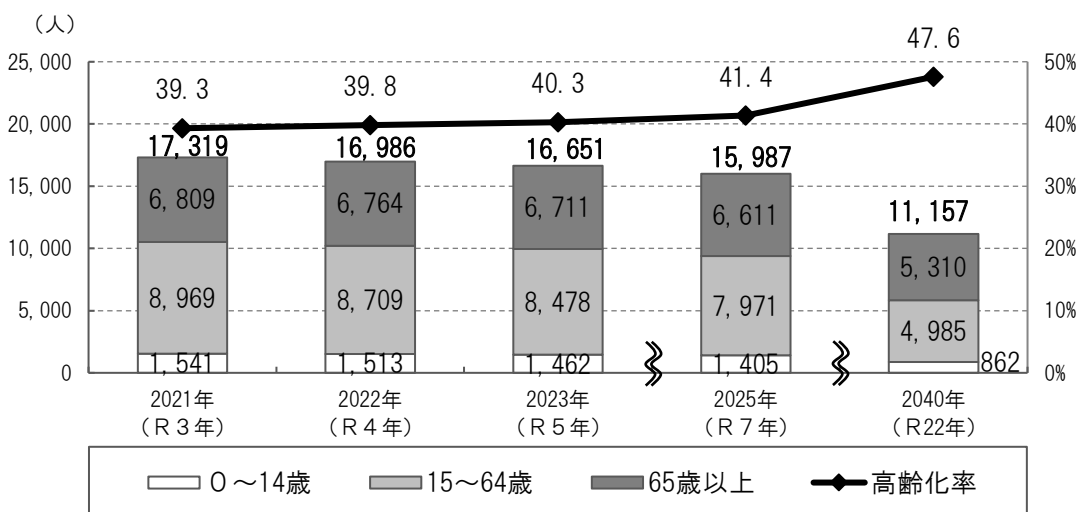
資料：南部町は住民基本台帳（各年9月末日時点）
 青森県・全国は地域包括ケア「見える化」システム
 【2020(令和2)年10月21日取得】

（2）今後の人口推計

2021（令和3）年から2040（令和22）年の推計人口は、2016（平成28）年から2020（令和2）年の住民基本台帳のデータをもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

推計人口をみると、総人口・年齢3区分別人口のいずれも年々減少が見込まれます。一方、高齢化率をみると、高齢者人口の減少割合より年少・生産年齢人口の減少割合が大きいことから、年々上昇し2040（令和22）年には47.6%になると予測されます。

■ 推計人口



資料：コーホート変化率法による人口推計

（３）高齢者世帯の状況

① 高齢者世帯の推移

総世帯数は、2016（平成28）年の7,510世帯から2020（令和2）年は7,430世帯と減少傾向にあります。一方、高齢者のいる世帯は年々増加し、特に高齢者単身世帯の割合は2016（平成28）年の18.5%から2020（令和2）年には21.7%と3.2^{ポイント}高くなっています。

家族による介護が期待できない高齢者単身世帯が増加していることから、今後ますます在宅サービスや施設サービスの必要性が高まることが予想されます。

■ 高齢者世帯の推移

単位：世帯、%

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)
総世帯 A	7,510	7,473	7,493	7,443	7,430
高齢者のいる世帯 B	4,713	4,728	4,762	4,774	4,804
比率 B/A	62.8	63.3	63.6	64.1	64.7
高齢者単身世帯 C	1,393	1,461	1,529	1,556	1,613
比率 C/A	18.5	19.6	20.4	20.9	21.7
高齢者夫婦世帯 D	1,136	1,116	1,139	1,152	1,147
比率 D/A	15.1	14.9	15.2	15.5	15.4

資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）

② 住まいの状況

総世帯の住宅の所有形態をみると、持ち家が全体の86.3%を占め、続いて民間住宅の6.2%となっています。一方、高齢者がいる世帯の住宅の所有形態をみると、持ち家の割合が総世帯の割合に比べ、7.6^{ポイント}高くなっています。

■ 住まいの状況

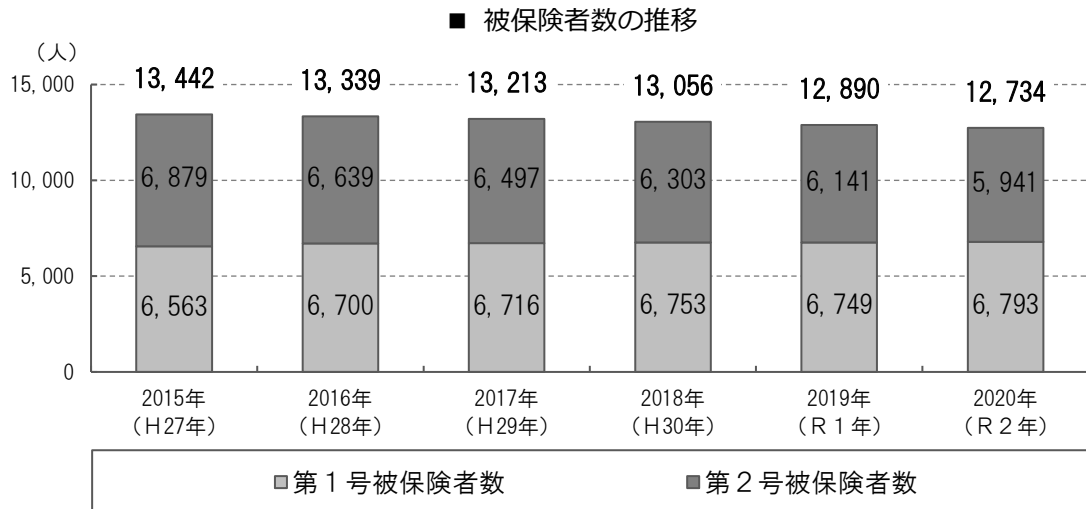
単位：世帯、%

	持ち家	公営住宅	民間住宅	社宅官舎	間借り	計
総世帯	5,492	336	397	30	109	6,364
構成割合	86.3	5.3	6.2	0.5	1.7	100.0
高齢者のいる世帯	3,879	142	87	1	20	4,129
構成割合	93.9	3.4	2.1	0.0	0.5	100.0

資料：国勢調査【2015（平成27）年】

（４）介護保険被保険者数の推移

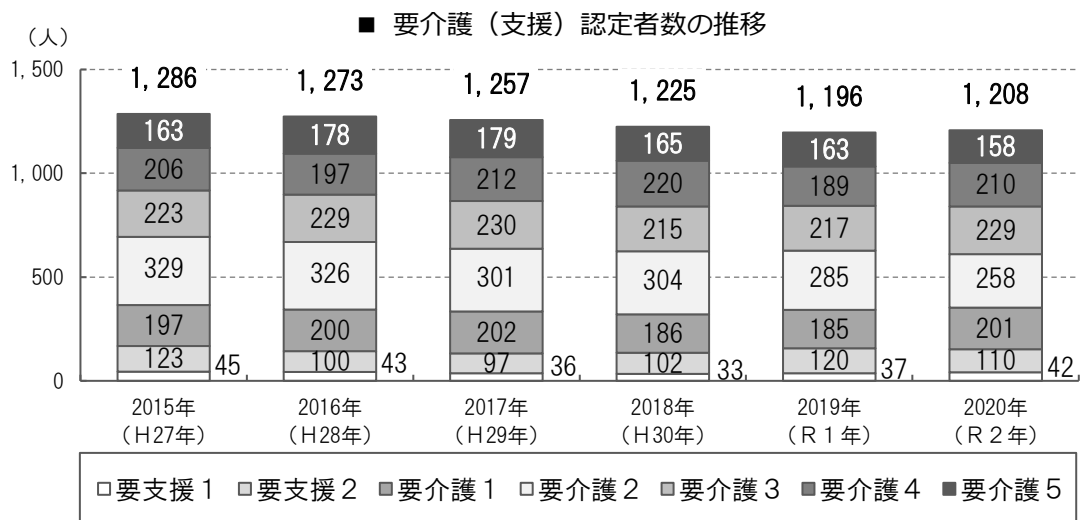
本町の第1号被保険者数は、増減があるものの増加傾向となっています。一方、第2号被保険者数は2015（平成27）年の6,879人から年々減少し、2020（令和2）年には5,941人となっています。



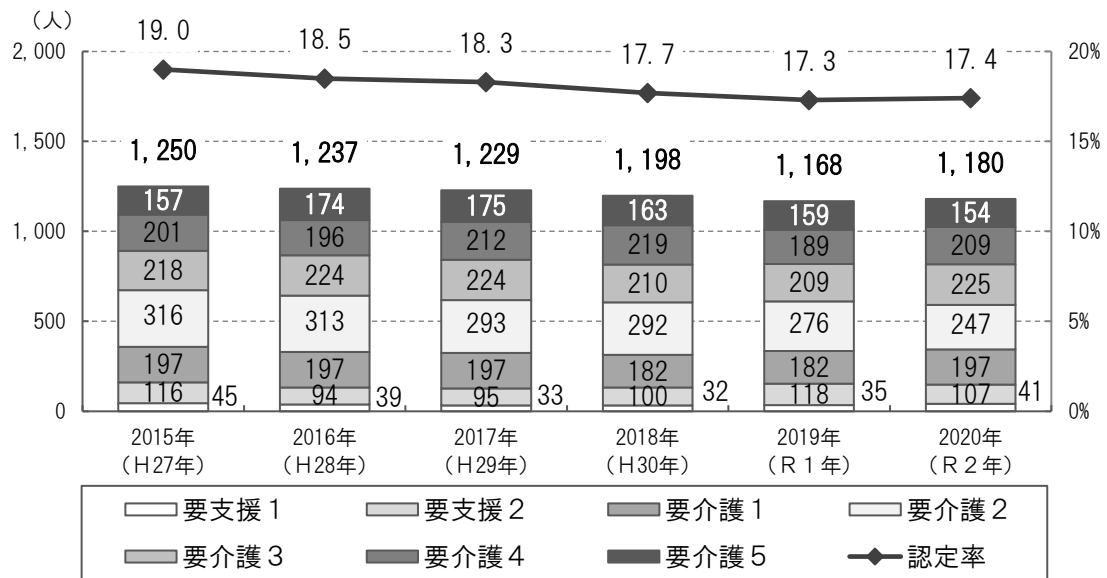
（５）要介護（支援）認定者の状況

本町の要介護（支援）認定者数は、減少傾向にあり、2015（平成27）年の1,286人から2020（令和2）年は1,208人となっています。

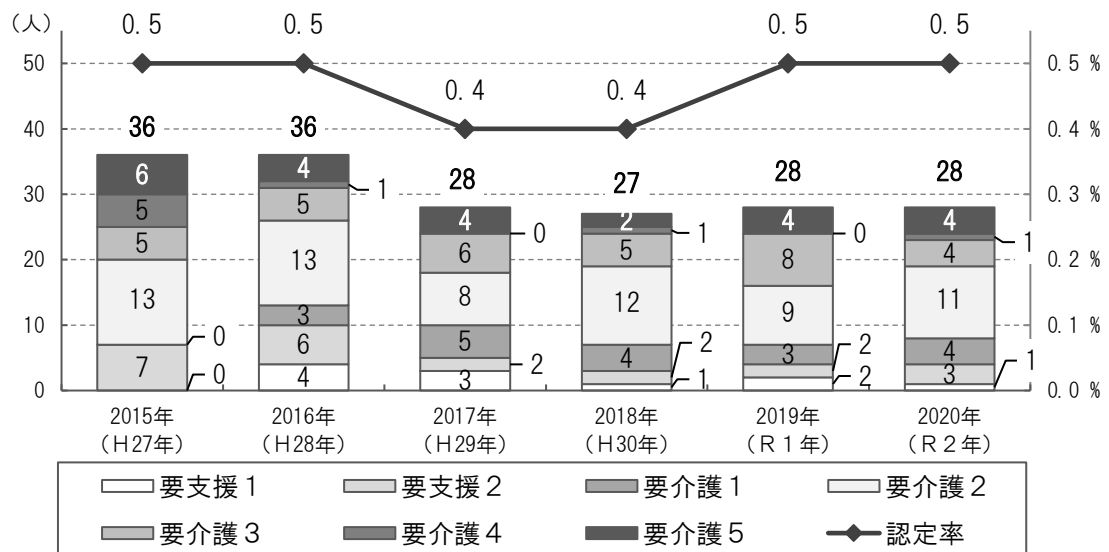
また、第1号・第2号被保険者別にみると、第1号被保険者数は増加傾向にあるものの、第1号の要介護（支援）認定者数は減少していることから、認定率は大きく低下しています。一方、第2号被保険者の要介護（支援）認定者数は2017（平成29）年以降横ばいとなっています。



■ 第1号被保険者の要介護（支援）認定者数の推移



■ 第2号被保険者の要介護（支援）認定者数の推移



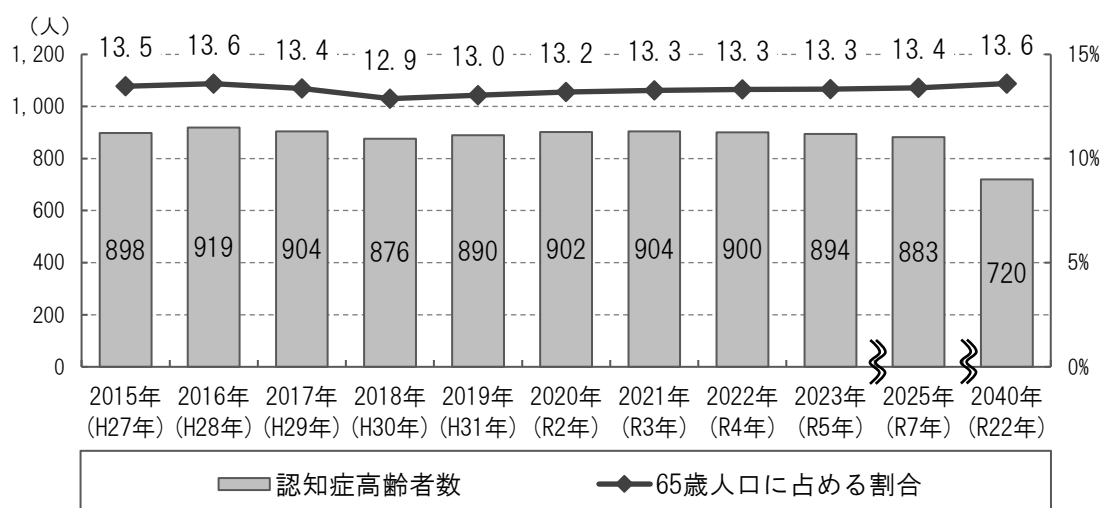
(6) 認知症高齢者の推移

国の調査において、65歳以上の認知症高齢者数と有病率の将来推計について、2012（平成24）年は認知症高齢者数が462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人（有病率15.0%）であることが明らかになっています。そして、2025（令和7）年には730万人へ増加し、65歳以上の約5人に1人が認知症を発症すると推計されています。

本町の要支援・要介護認定者における日常生活自立度Ⅱa以上の認知症高齢者数をみると、増減はあるものの減少傾向であり、2019年3月末時点では890人となっています。

また、推計をみると、総人口・高齢者数ともに減少が見込まれているため、認知症高齢者も2021（令和3）年をピークに第8期計画期間は緩やかに減少する予測となっています。

■ 要支援・要介護者における認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱa以上）の推移と推計



※認知症高齢者数は2019(平成31)年までは、各年3月末時点の実績、2020(令和2)年以降は推計値です。

資料：健康福祉課 介護保険班調べ

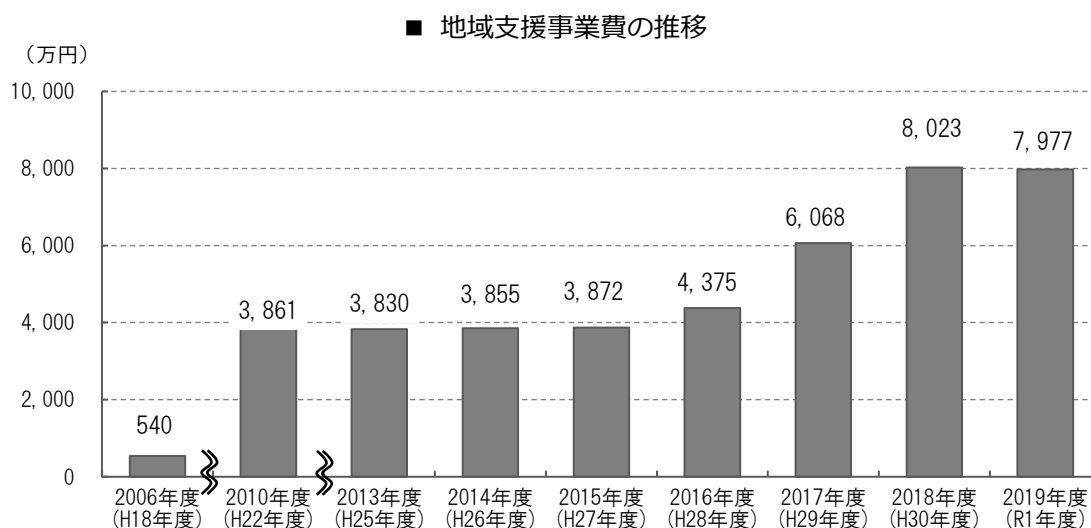
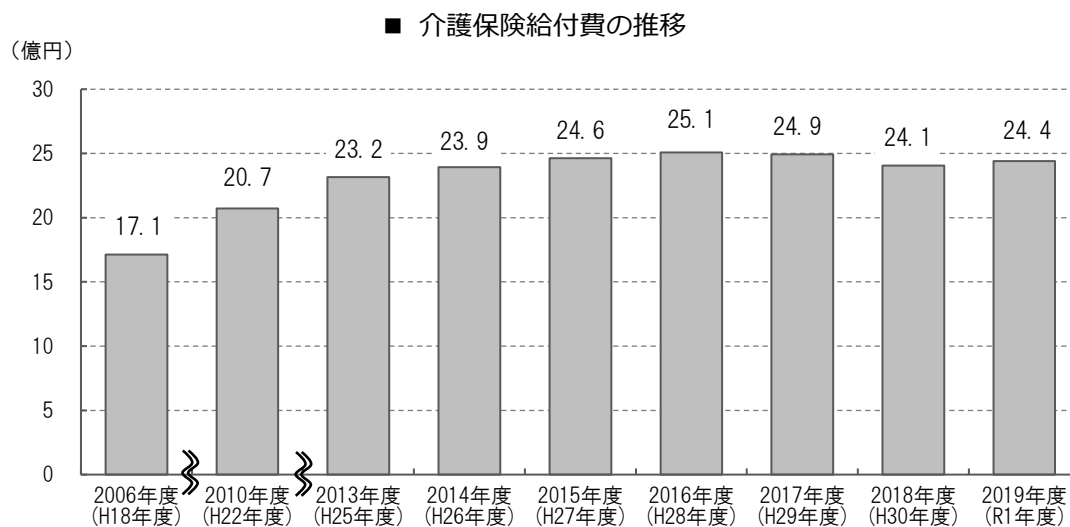
認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	II a 家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。
	II b 家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	III a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
	III b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
V	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

（７）介護保険給付費等の推移

本町の介護保険給付費は、2016（平成28）年度のピークまで年々増加し、2006（平成18）年度のおよそ1.5倍の25.1億円となっています。2017（平成29）年度以降は24億円台で推移しています。

地域支援事業費をみると、介護予防・日常生活支援事業のサービス開始となった2017（平成29）年度から大幅に増加し、2019（令和元）年度は7,977万円となっています。

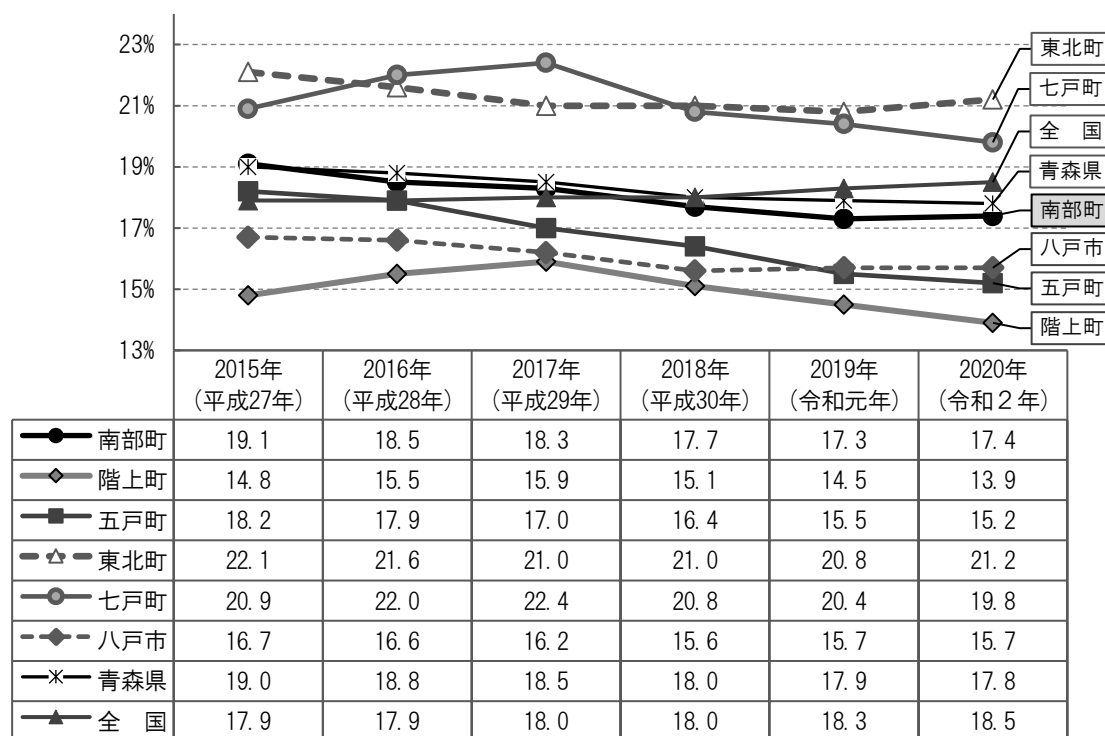


5 介護給付実績データの分析結果

地域包括ケア「見える化」システムを活用し、取得データから本町の地域分析を行い、その結果を以下に記載しました。

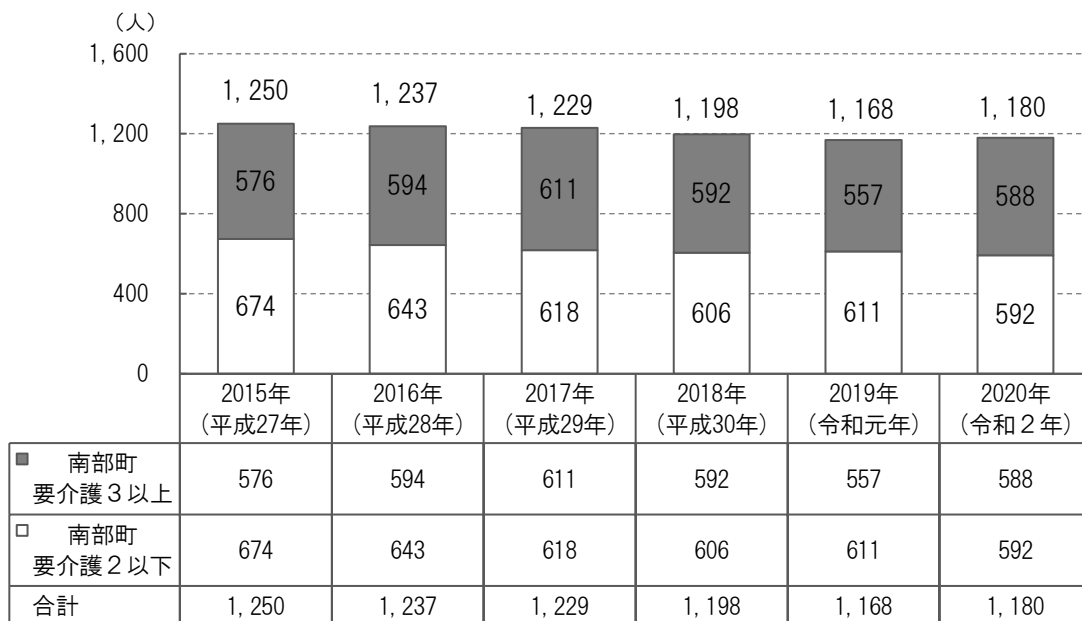
- ① 認定率は、2015（平成27）年の19.1%から2019（平成31）年の17.3%まで減少しましたが、2020年には0.1^{ポイント}上昇して17.4%となっています。このように、2020（令和2）年はやや上昇したものの、全国（18.5%）や青森県（17.8%）よりも低くなっています。また、認定者数は2015（平成27）年の1,250人から2020（令和2）年には1,180人の70人が減少し、その内訳は要介護2以下の軽度者が82人と大きく減少した一方、要介護3以上の重度者は12人増加しています。そのため、今後とも介護予防事業を推進するとともに、重度化防止に向けた「訪問リハビリ」サービスの利用促進が急務となります。

■ 要支援・要介護認定率の推移に関する比較（2015～2020 年各年 3 月末）



出典：地域包括ケア「見える化」システムより【2020（令和2）年6月30日取得】

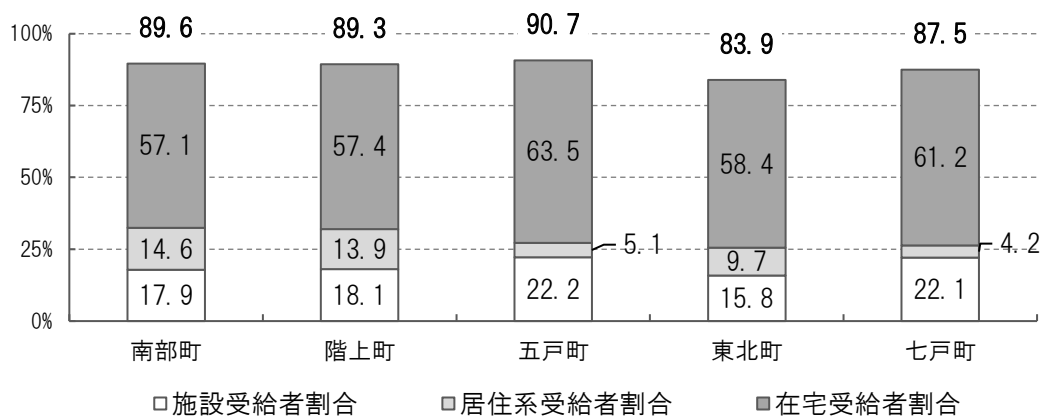
■ 要支援・要介護認定者数の推移（2015～2020 年各年 3 月末）



出典：地域包括ケア「見える化」システムより【2020(令和2)年6月 30 日取得】

② 介護給付受給者割合は、2020（令和2）年1月時点で89.6%となり、五戸町に次いで高くなっています。

■ 施設・居住系・在宅受給者割合に関する比較（2020 年 1 月時点）



※2020(令和2)年3月の認定者数に対する割合です。

出典：地域包括ケア「見える化」システムより【2020(令和2)年6月 30 日取得】

- ③ 受給者1人あたり給付月額、2019（令和元）年には159,368円となり、2014（平成26）年の138,277円から増加傾向にあります。また、全国（129,186円）や青森県（143,135円）よりも高い状況です。

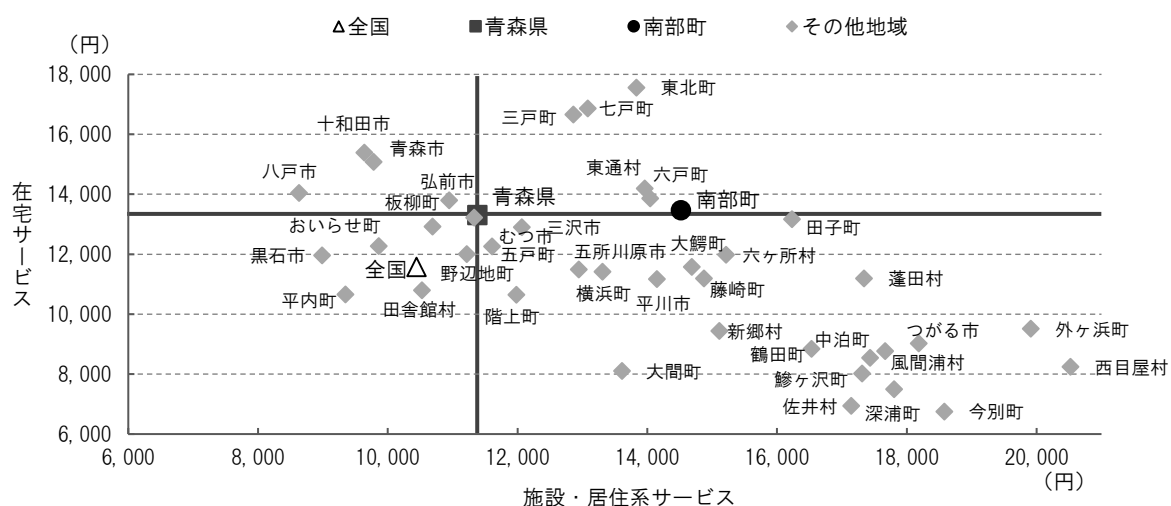
■ 受給者1人あたり給付月額（在宅及び居住系サービス）の推移に関する比較
（2014年～2019年各年1月）

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
南部町	138,277	139,036	143,576	150,633	154,882	159,368
階上町	139,107	136,841	138,550	149,456	148,192	153,875
五戸町	116,422	120,575	123,878	135,621	135,554	136,754
東北町	143,611	144,916	142,818	152,781	157,363	159,607
七戸町	133,898	133,415	134,164	140,353	141,926	144,333
八戸市	128,888	128,999	131,760	141,374	141,326	143,426
青森県	124,139	123,485	124,747	134,149	140,710	143,135
全 国	117,150	116,178	117,649	125,301	128,215	129,186

出典：地域包括ケア「見える化」システムより【2020（令和2）年6月30日取得】

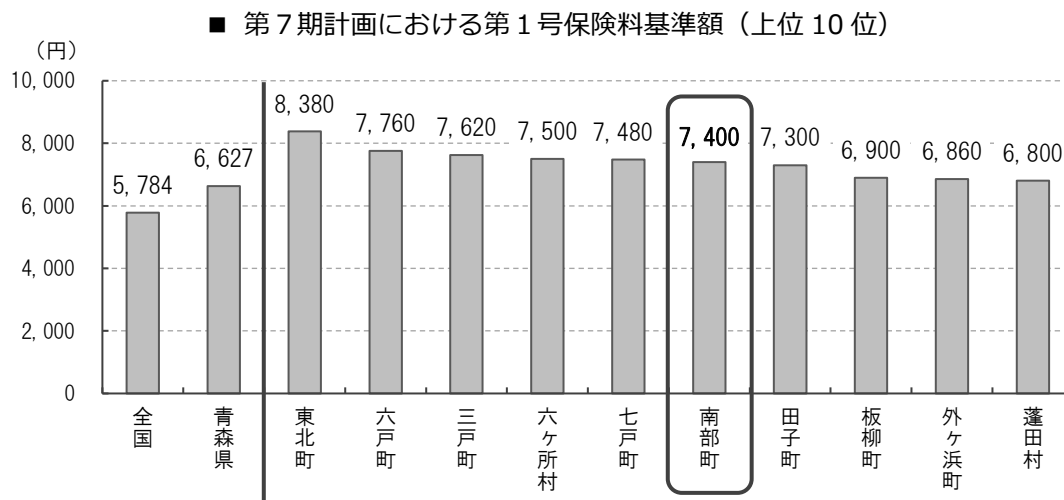
- ④ 青森県を起点とした施設・居住系サービスと在宅サービスの給付月額の分布をみると、在宅サービスは青森県と同程度、施設・居住系サービスは青森県より高い位置に分布しています。これは、南部町をはじめ近隣町でも同様であるため、地理的要因が関係しています。

■ 第1号被保険者1人あたり給付月額
（在宅サービス、施設・居住系サービス）に関する分布（2020年1月）



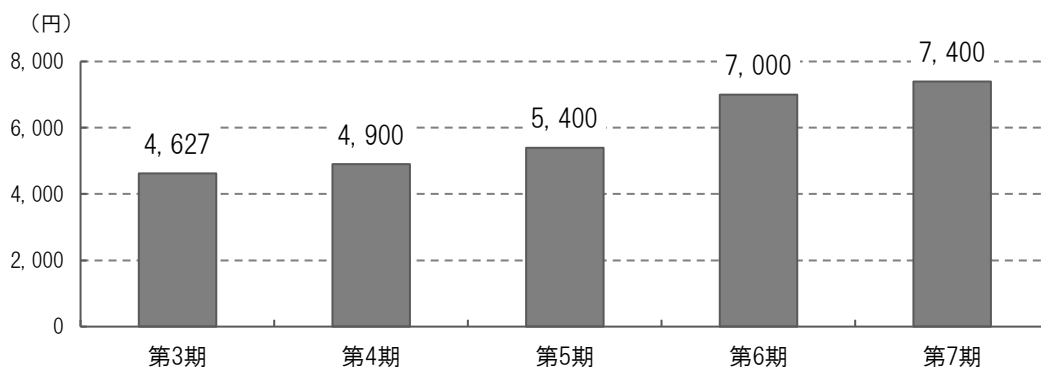
出典：地域包括ケア「見える化」システムより【2020（令和2）年6月30日取得】

- ⑤ 第7期計画における第1号保険料基準額は7,400円となり、全国（5,784円）より1,616円、青森県（6,627円）より773円も高く、青森県下では6番目に高い額となっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システムより【2020(令和2)年6月30日取得】

【参考】南部町の第1号保険料基準額の推移



単位：円

	南部町	青森県(平均)	全国(平均)
第1期【2000(平成12)～2002(平成14)年度】	※1	3,256	2,911
第2期【2003(平成15)～2005(平成17)年度】	※2	4,029	3,923
第3期【2006(平成18)～2008(平成20)年度】	4,627	4,781	4,090
第4期【2009(平成21)～2011(平成23)年度】	4,900	4,999	4,160
第5期【2012(平成24)～2014(平成26)年度】	5,400	5,491	4,972
第6期【2015(平成27)～2017(平成29)年度】	7,000	6,175	5,514
第7期【2018(平成30)～2020(令和2)年度】	7,400	6,588	5,869

※1 南部町3,454円、名川町3,446円、福地村3,151円

※2 南部町4,720円、名川町3,900円、福地村4,283円

6 第7期計画の評価

第7期計画における施策の推進状況、課題及び評価を以下に示します。第8期計画では、第7期計画の推進における課題等を踏まえながら、地域包括ケアシステムの推進に向けた総合的な取り組みを進めていきます。

基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域づくり

◆介護予防・生活支援サービス事業の推進について

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、公的なサービスが充実していることに加え、地域での見守りや支え合いの活動が不可欠です。そのために、高齢者自身も「地域の担い手」として活躍する仕組みづくりを進め、地域の多様な社会資源（町民、地域団体、NPO法人、民間企業等）の有機的な連携により、互いに支え合う地域社会の実現を目指した取り組みを進めてきました。

また、互助・共助を基本とする住民主体のサービスや支援などの安価なサービス等の充実や利用促進、高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実による健康寿命の延伸、効果的な介護予防ケアマネジメントと多様なサービス展開による自立支援・重度化防止の推進を図ってきました。

介護予防・生活支援サービス事業においては、適切な介護予防ケアマネジメントにより自立支援に向けたサービス提供ができました。

◆生活支援体制整備事業の推進について

町民一人ひとりが役割を持って社会参加し、互いに助け合い支え合う地域づくりを進めるため、多様な主体（町民や地域団体、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等）の参画を得ながら、多様な生活支援・介護予防サービスが提供される基盤の整備を推進してきました。

整備にあたっては、社会福祉施設、民間企業等を対象にした「地域貢献活動に関するアンケート」や介護予防教室等に参加した65歳以上高齢者を対象にした「暮らしについてのアンケート」を実施し、地域資源及び地域ニーズの把握をするとともに、町内会や各種集会等を活用した周知啓発として、健康寿命の延伸と地域づくりについての出前講座等を実施しました。また、老人クラブ（20団体）の会長宅を訪問し、支え合いの地域づくりの必要性を説明し、講演会への参加を勧奨しました。

高齢化が進み、活動範囲が縮小していく中で、活動的な高齢者がサービスの担い手となるよう、地域社会での活動の機会を増やすことで、長期的な介護予防につなげていく必要があります。

◆介護予防の推進について

各種介護予防教室の開催などを通じて、介護予防の取り組みの普及啓発に努めてきました。「認知症予防教室（あたま元気教室）」では、週1回通年で開催することで、利用

者が参加しなければならないと外出を楽しみにすること、教室で学んだことを生かしたい、利用者間で声がけし合う等の意欲を持つことで認知機能や心身機能の低下予防につなげてきました。2019（令和元）年度は、目標の102%となる56人の参加がありました。一方で、教室利用希望者は交通弱者が多いため、行政バスによる送迎を実施していることから、事業外の経費がかかることが課題となっています。徒歩で行ける範囲での実施（通いの場の創出）等を検討する必要があります。

◆高齢者の暮らしの支援について

地域の社会資源と連携した見守り体制の構築や在宅生活を続けるために必要な福祉サービスの提供、災害など緊急時の支援体制の充実を図り、地域全体で高齢者を支える体制づくりに努めてきました。

商工会が実施している宅配サービスや移動販売、生協の夕食宅配等、民間サービスの活用も検討し、利用者の状態に合わせた適切な支援につなげてきました。高齢者の安否確認と、介護予防の観点から低栄養状態の改善のため、民間サービスの活用も含めたサービス量を確保し継続していく必要があります。

また、介護を行う家族の負担の軽減を図り、介護を行いながら健康な暮らしを続けられるよう支援を図ってきましたが、介護者を対象に実施する教室は参加者が少ない状況のため、参加しやすい内容や日時、実施方法等を検討する必要があります。

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる地域づくり

◆地域包括ケアシステムの機能拡充について

本町では、「地域共生社会」の実現を目指し、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進してきました。

地域包括支援センターを中核として、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つの視点による地域包括ケアシステムの機能拡充に向けて、地域支援事業の充実を図り、高齢者やその家族を含むすべての町民が安心して暮らすことができる体制の整備を行いました。

◆在宅医療・介護連携の推進について

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域ケア会議を活用し、町内医療機関・居宅介護支援事業所等の医療職、介護職の多職種顔の見える関係を構築してきました。

また、健康センターで開催する地域ケア会議において、地域の医療と介護の連携を図る資源ガイドの活用の普及に向けた検討会や医療と介護の共通課題の事例検討や研修会を実施し、関係者間の連携の意識付けにつなげ、関係者間の円滑な連携づくりを行う

ことができました。

今後は、医療介護の地域資源リストの更新を行うとともに、活用についての多職種検討の結果を踏まえ、住民への普及啓発に取り組んでいく必要があります。

◆認知症施策の総合的な推進について

高齢化の進展に伴い認知症高齢者のさらなる増加が予測される中、本町では、地域包括支援センターに配置する「認知症初期集中支援チーム」の活動による早期診断・早期対応の支援や、「認知症地域支援推進員」による相談対応等により、認知症になっても安心して生活できる地域の実現を目指してきました。

「認知症初期集中支援チーム」は、2カ月に1回定期的なチーム員会議を開催し、2019（令和元）年度は6名の検討を行うことができ、治療や介護サービスの導入につなげる事ができました。

認知症に関する知識の普及啓発やボランティア育成についてみると、認知症サポーター数は2019（令和元）年度末実績が1,594人（目標の99%）、認知症キャラバンメイト数は2019（令和元）年度末実績が30人（目標の125%）となり、認知症サポーター養成講座は開催範囲を拡充してきました。一方、サポーターになった後の活動の場の確保等を検討していく必要があり、今後も継続してサポーターの養成を実施するとともに、キャラバンメイトのフォローアップ研修の継続やキャラバンメイトの資質向上に努めていきます。

また、地域ケア会議において、認知症サポート医による認知症の現状についての研修を実施し、認知症の方々の治療の現状について共通認識を図っています。

認知症ケアパスは、訪問や相談に活用しながら普及啓発に努め、認知症カフェ（町内4か所で開催）は参加者の固定等の課題もあり開催内容の見直しを行っていきます。

基本目標Ⅲ 持続可能な介護保険事業の運営

介護を必要とする高齢者が、必要なときに必要な介護サービスを確実に受けることができるように介護サービスの量的確保に努め、安心して自立した生活を継続するよう介護保険サービスの充実を図るため、事業者への指導・助言、介護相談員の派遣、介護給付適正化事業等を通じて、介護サービスの質の向上を進めてきました。

今後も、引き続きこうした取り組みを推進し、安心して介護サービスを利用できる環境をつくっていく必要があります。

また、人材の確保・定着は、介護サービスの基盤として重要な要素であることから、職員が働きやすい職場環境の改善に自立的・主体的に取り組むための点検ツールの介護事業所への提供や、新規及び中堅職員向けの研修や青森県と連携した介護職の魅力発信の取り組みなど、事業者の人材確保を支援する取り組みの検討が課題となります。



第2章

計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、最上位計画である「南部町総合振興計画」に定められた健康・医療・福祉分野の基本目標である『保健、医療、福祉が充実して安全・安心・快適に暮らせるまち』に基づき、『みんなで支え合い 誰もがすこやかに 安心して暮らせるまち』を基本理念に掲げ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築と地域福祉の充実に向けて取り組みを進めてきました。

この基本理念には、暮らしの基盤である地域において、町民、民間事業者、町等が連携し、互助・共助を含む支え合いを土台としたまちづくりによって、生活課題や地域課題を解決していく取り組みへの強い思いが込められています。

しかし、急速に進む少子高齢化や世帯の小規模化に伴う家族機能の弱体化などにより、地域における連帯感が希薄化し、本来あるべきコミュニティ能力が低下してきています。

家庭や地域における連帯感が薄れつつある今、本町で暮らすすべての町民が、家庭や地域のつながりについて見つめ直し、お互いを思いやる気持ちを持ち、ともに助けあうことが求められます。

第8期計画においても、前期計画の基本理念を踏襲したうえで、これまでの理念や取り組みを発展的に受け継ぎながら、高齢者施策の推進を図ります。

～ 基本理念 ～

**みんなで支え合い
誰もがすこやかに
安心して暮らせるまち**

2 重点施策

第8期計画の目指す基本理念を実現するため、以下の7つを重点施策として位置付け、推進していきます。

重点施策Ⅰ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できるだけ自立した生活を送ることができるよう支援していくことは、高齢者の安心と健康な暮らしを支えるものであり、介護保険制度の理念においても重要な取り組みとなります。

本町では、高齢者ができるだけ長く健康で暮らし続けるために、適切な介護予防・生活支援サービスの提供のほか、高齢期の特性を踏まえた健康づくりとして、要介護の原因となるロコモティブシンドロームの予防等、健康づくりの普及啓発や機会の提供を行うとともに、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進めていきます。

重点施策Ⅱ 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

高齢者が支援や介護が必要になったときでも、可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるよう、一人ひとりの状況に応じた医療・介護・生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供できる体制の強化を図ります。

また、在宅ケアにおいては、高齢者を支える家族等に過重な負担がかからないようにしていくことも重要なことから、家族介護者への支援の充実、仕事と介護の両立などワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

さらに、感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、関係者の連携体制や対応を検討していきます。

重点施策Ⅲ 介護サービス等の充実・強化

介護を必要とする高齢者が、必要なときに必要な介護サービスを確実に受けることができるように、2025（令和7）年や2040（令和22）年を見据えつつ、介護サービスの量的確保に努め、安心して自立した生活を継続するよう介護保険サービスの充実を図っていきます。

その一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度を構築していくためにも、より効率的・効果的な介護給付適正化の取り組みを進めていきます。

重点施策Ⅳ 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加の傾向にあり、家庭内における介護が極めて困難なケースも多くなることが予測されます。そのため、新たに定められた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援に関する取り組みや、認知症に関する知識の普及・啓発、認知症高齢者やその家族を地域で見守り支える仕組みづくりを推進し、認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

重点施策Ⅴ 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備

高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴い、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活を営むために、介護保険サービスに加え、地域の実情に合った高齢者福祉サービスの充実が求められています。

生活支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域において、住民同士のふれあいや助け合い、支え合いによる重層的な支援を受けながら暮らせるよう、町民による福祉活動に対して必要な支援を行うなど、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

また、住まいの安定的な確保を前提に、地域支え合い事業や生活支援サービスの充実、公共施設等の環境整備、高齢者支援に関するネットワークの強化を推進します。

重点施策Ⅵ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

高齢化の進展による医療費の増加、生活習慣病の増加等が見込まれる中、健康寿命を延ばし、生涯にわたって心身ともに健康であるためには、高齢者に対する介護予防や早期から健康的な生活習慣を身につけ、世代にあった健康づくりに段階的、かつ継続的に取り組むことが重要となります。

そのため、いつまでも健やかで、いきいきとした暮らしを送ることができるよう、高齢者の健康保持及び交流促進などを推進します。

重点施策Ⅶ 高齢者の社会参加と生きがいの支援

高齢者が地域社会で自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけではなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

本町では、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、これまでに得た技能や経験、知識を活かしたボランティア活動、就労活動を通じて地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供を推進していきます。

3 施策の体系図

《基本理念》

みんなで支え合い
誰もがすこやかに
安心して暮らせるまち

重点施策

重点施策Ⅰ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

重点施策Ⅱ 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

重点施策Ⅲ 介護サービス等の充実・強化

重点施策Ⅳ 認知症施策の推進

重点施策Ⅴ 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの
基盤整備

重点施策Ⅵ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

重点施策Ⅶ 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

施策展開	主な取り組み
(1) 介護予防の推進と普及啓発 (2) リハビリテーション専門職等を活かした取り組みの推進 (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (4) 地域の通いの場の創出 (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	○各種介護予防教室の開催等を通じて介護予防の取り組みの普及啓発に努めるとともに、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、多様な機関と連携を図り取り組みを推進します。
(1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 地域包括支援センターの運営 (3) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実 (4) 家族介護者等への支援の充実	○在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築のため、地域の医師会等との連携強化や介護人材の確保、養成についても推進します。 ○高齢者を支える家族等に過重な負担がかからないように支援していきます。
(1) 介護給付適正化事業の推進（第5期介護給付費適正化計画） (2) 適正な介護保険施設の整備 (3) 介護人材の確保・定着・育成 (4) 2025年及び2040年を見据えた介護保険給付サービスの見込み	○利用者の多様なニーズに対応できるように定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等の普及など、継続的な支援体制の整備を図ります。
(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人発信支援 (2) 認知症予防の推進 (3) 認知症への適切な対応と介護者への支援 (4) 認知症バリアフリーの推進と社会参加や若年性認知症の方への支援	○医療や介護等の専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の推進や、地域での対応を進めるための基盤整備に取り組みます。
(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保 (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり (3) 災害等緊急時に備えた支援の充実 (4) 権利擁護支援の充実 (5) 消費者被害等の未然防止の取り組み及び救済	○高齢者の暮らしの安全・安心を確保のため、「住まい」の質の維持と向上に向けた取り組みの推進、災害時の要援護者への支援の充実、高齢者の権利擁護への基盤整備を図ります。
(1) 生涯にわたるこころと体の健康づくり (2) 健康を支える地域社会づくり (3) 生活習慣病などの疾病予防 (4) 高齢者の感染症対策	○健康の維持・増進についての意識の醸成と啓発、身近な地域で健康づくりを実践できる環境の整備等を進め、高齢者の心身の健康を支える地域社会づくりを推進していきます。
(1) 社会参加の機会の提供 (2) 助け合い活動・生きがいづくりの支援	○高齢者が自らの生きがいを高めるために、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動、就業・起業等多様な社会参加の機会充実を図ります。 ○元気高齢者が地域社会の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進します。



第3章

高齢者関連施策の展開



第3章 高齢者関連施策の展開

重点施策Ⅰ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が有する能力に応じて地域で自立した生活を送るために、要介護状態等になることの予防や悪化を防止するため、地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や低栄養防止に係る活動の推進など、地域の実態や状況に応じた様々な取り組みを推進します。

(1) 介護予防の推進と普及啓発

各種介護予防教室の開催等を通じて、介護予防の取り組みの普及啓発に努めます。

《事業展開》

【1】介護予防把握事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	本人や家族からの相談や訪問活動等の様々な機会を通して収集した情報を活用して、閉じこもり等の何らかの支援が必要な方を早期に把握し、介護予防の取り組みへつなげます。高齢者の生活の実態を把握することで、介護予防機能を強化する狙いがあります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	介護予防対象者の把握者数	487人	469人	500人	470人	470人	470人

【2】認知症予防教室（あたま元気教室）					担当課	健康福祉課	
事業内容	脳活性化訓練や生きがいづくりの場の提供により、社会的孤立感の解消や自立生活の維持・向上を図ることを目的として、自宅に閉じこもりがちな方や認知症の疑いがある一般介護予防事業対象者に対し、認知症予防教室を開催します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	参加者数	56人	56人	50人	60人	60人	60人

【3】高齢者水中運動教室					担当課	健康福祉課	
事業内容	健康増進施設「バーデハウスふくち」の温水プールで、足腰に不安を抱えている高齢者に対し水中運動や水中ウォーキング等の指導を行い、介護予防の取り組みの普及啓発を図るとともに下肢機能の維持向上及び継続的な運動習慣の形成を目指します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	参加者数	0人	13人	0人	15人	15人	15人

【4】介護予防出前講座					担当課	健康福祉課
事業内容	在宅介護支援センターへ委託し、地域住民が集まる機会を設け、体操や口腔ケア指導、健康講話など介護予防に関する知識の普及啓発を行います。参加者が通いの場の立ち上げ等、参加者から担い手に移る活動の広がりも見られます。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	参加者数(延)	867人	836人	670人	700人	700人

【5】介護予防ボランティア育成講座					担当課	健康福祉課
事業内容	介護予防に関する知識や実技について幅広く学び、自身の介護予防や健康づくりに活かすほか、地域で介護予防を実践する通いの場において、地域の方々の介護予防・フレイル予防を行ったり日常生活上の困りごとを支援するボランティアを育成します。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	受講修了者数	5人	7人	9人	10人	10人

【6】転倒・寝たきり予防教室					担当課	社会教育課
事業内容	足腰を鍛えて寝たきりの原因となりやすい「転倒」による骨折を予防することを目的として八戸学院大学と連携し、参加者の運動レベルに応じた運動指導や体脂肪・体組成・骨密度等の測定、体のバランスや足腰を鍛えるための運動や健康についての講話等を行います。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	参加者数(延)	734人	646人	中止	700人	700人

(2) リハビリテーション専門職等を活かした取り組みの推進

介護予防を効果的に展開するには、心身機能の回復を主目的とした高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の整備や、地域において生きがいや役割を持って生活できる居場所や出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチが重要となります。地域における住民の集いの場等により、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の参加を進めるとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携により、介護予防につながる多様な取り組みを推進します。

《事業展開》

【7】地域リハビリテーション活動支援事業 【新規掲載】					担当課	健康福祉課
事業内容	地域における介護予防の取り組みの機能を強化するために、各種介護予防事業や住民主体の通いの場、地域ケア会議、サービス担当者会議等への理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	リハビリテーション専門職等の関与	—	—	—	地域ケア会議や事業等への関与を促進	

(3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

従来、介護予防給付として実施されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、2017（平成29）年4月より地域支援事業へ移行しました。これらの事業を含め、地域においてきめ細かい介護予防の取り組みを進めるため、地域の実情にに応じて多様な主体がサービスを提供する介護予防・生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の充実を進めます。

1) 訪問型サービス

《事業展開》

【8】介護予防訪問介護相当サービス					担当課	健康福祉課	
事業内容	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助を行うサービスです。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用件数(延)	172件	142件	150件	170件	180件	190件

【9】訪問型サービスA（軽度援助訪問サービス）					担当課	健康福祉課	
事業内容	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に雇用される労働者（訪問介護員又は一定の研修受講者）が掃除、洗濯、調理等の簡易な生活援助を行うサービスです。						
現状目標	項 目	実 績（2020年度は見込）			第8期計画期間中の目標（見込）		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
	利用件数(延)	131件	101件	75件	100件	100件	100件

【10】軽度援助訪問サービスB（住民主体）【新規掲載】					担当課	健康福祉課	
事業内容	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、住民主体のボランティア（有償のものも含む）や住民主体の自主活動等により、ちょっとした困りごとへ支援を行うサービスです。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用件数(延)	－	－	－	サービス開始に向けて検討		

【11】訪問型サービスC（短期集中予防サービス）【新規掲載】					担当課	健康福祉課	
事業内容	通所での事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる方に、保健師、栄養士などの専門職による相談・指導等を行う短期集中予防サービスです。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用件数(延)	—	—	—	サービス開始に向けて検討		

【12】訪問型サービスD（移動支援）【新規掲載】					担当課	健康福祉課	
事業内容	ボランティア活動による通院等の移送前後の付き添い支援、又は通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を、別主体が実施する場合のサービスです。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用件数(延)	－	－	－	サービス開始に向けて検討		

2) 通所型サービス

《事業展開》

【13】介護予防通所介護相当サービス					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護予防を目的として施設に通い、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活の支援及び機能訓練を行うサービスです。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用件数(延)	744件	885件	850件	850件	860件	870件

【14】通所型サービスA（緩和した基準）【新規掲載】					担当課	健康福祉課	
事業内容	要支援者等の軽度の方を対象に、通所介護事業者などによるミニデイサービスや運動・レクリエーション等を行うサービスです。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用件数(延)	－	－	－	サービス開始に向けて検討		

【15】通所型サービスB（住民主体）【新規掲載】					担当課	健康福祉課	
事業内容	主に要支援者等から構成される、住民主体による体操・運動等を自主的な通いの場で行うサービスです。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用件数(延)	－	－	－	サービス開始に向けて検討		

【16】通所型サービスC（からだ元気教室）					担当課	健康福祉課	
事業内容	運動機能等が低下した高齢者に、運動指導士や歯科衛生士等の専門職が週1回・3か月間の短期・集中予防トレーニングや栄養面・口腔機能面の講話を行うサービスです。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	運動器の機能 向上参加者数	42人	27人	11人	45人	45人	45人
	口腔機能向上 参加者数	34人	20人	10人	45人	45人	45人

(4) 地域の通いの場の創出

介護予防の地域における基盤整備として、「通いの場」は大変重要です。高齢者にとっての通いの場は、体操等による運動機能向上や認知機能低下予防といった効果に加え、社会参加による社会的孤立予防や、それぞれの役割を引き出し、生きがいづくりとしての効果も期待されています。身近な地域で、通いの場が活用できるよう、既存の通いの場の充実を支援するとともに、新たな通いの場の創出に努めます。



※厚生労働省資料より

《事業展開》

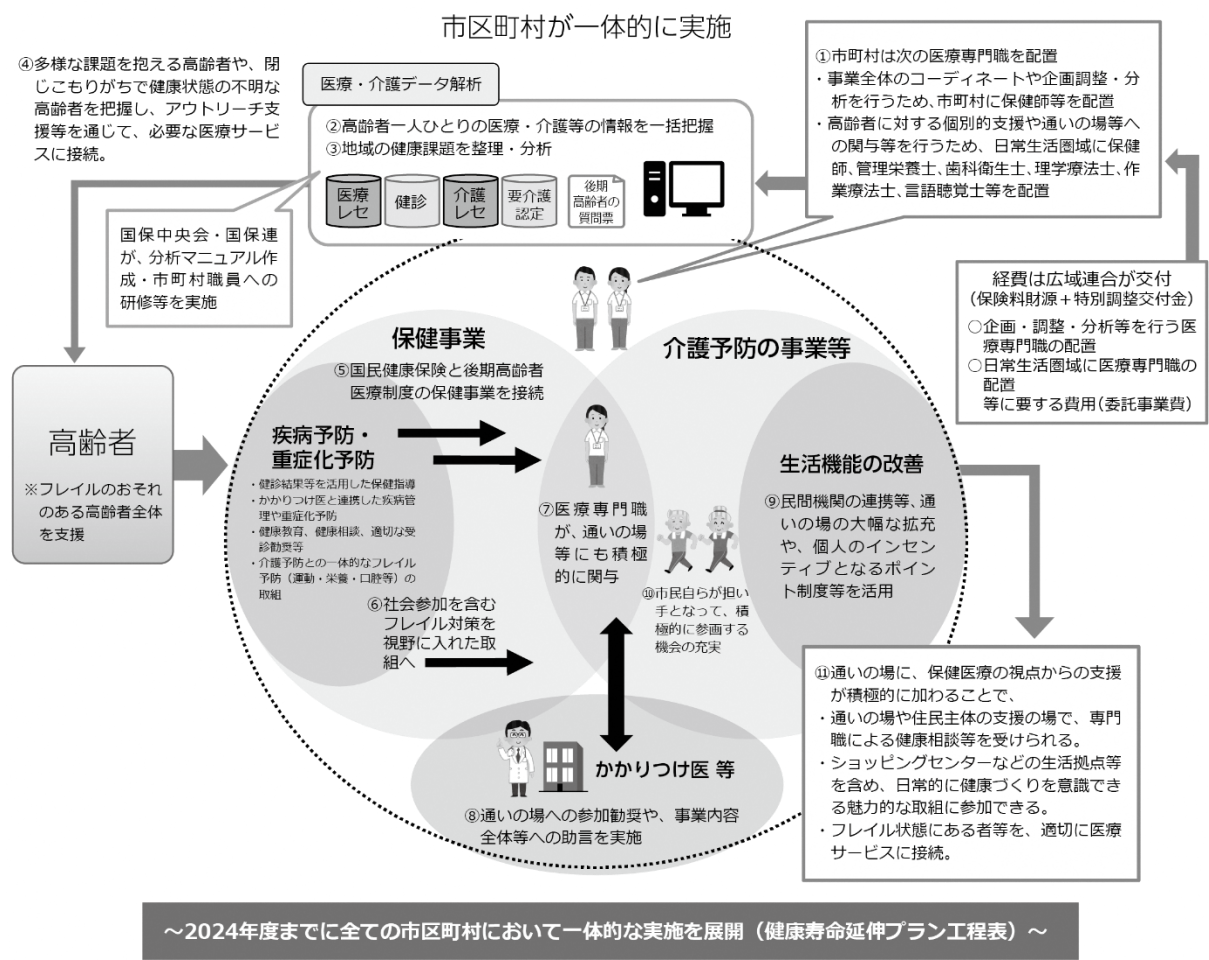
【17】ご近所ふれあいサロン助成事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者を含む地域住民の身近で気軽な住民主体の通いの場の活動を支援することにより、高齢者の社会参加と生きがいづくり、心身の健康と自立生活の維持、要介護状態となることの予防及び住民相互の支え合いの体制づくりを目的として助成金を交付します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	実施団体数	—	4団体	5団体	6団体	7団体	8団体

【2】認知症予防教室（あたま元気教室）【再掲・35頁】					担当課	健康福祉課	
事業内容	脳活性化訓練や生きがいづくりの場の提供により、社会的孤立感の解消や自立生活の維持・向上を図ることを目的として、自宅に閉じこもりがちな方や認知症の疑いがある一般介護予防事業対象者に対し、認知症予防教室を開催します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	参加者数	56人	56人	50人	60人	60人	60人

（５）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

疾病予防・重症化予防の促進には、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握したうえで適切な医療サービス等につなげることが重要なことから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



※厚生労働省資料より

《事業展開》

【18】健康増進計画（すこやか南部21）の推進				担当課	健康福祉課
事業内容	若い世代からの健康づくりの取り組みが将来の介護予防につながるため、健康増進計画（すこやか南部21）に基づき、地域や健康づくりの関係部門と連携・協働し、平均寿命や健康寿命を延伸する効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取り組みを行います。				
現状目標	項目	実績		第8期計画期間中の目標（見込）	
		2015年（平成27年）		2023年（令和5年）	
	平均寿命	男 78.7歳	女 86.6歳	健康づくりを推進し、平均・健康寿命を延伸	

資料：2015（平成27）年市区町村別生命表の概要（厚生労働省）

【19】健康づくり体操の普及 【新規】					担当課	健康福祉課
事業内容	体操用に編曲した合併10周年記念ソング「3つの花」に合わせた振り付けを考案し、イベントや各種教室等で体操を行うことにより一人ひとりの健康意識が高まり、疾病予防を図るとともに医療費や介護保険料の抑制に結びつけます。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	普及啓発回数	—	—	—	13回	15回

【20】通いの場での健康教室 【新規掲載】					担当課	健康福祉課
事業内容	高齢者が集まる通いの場に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職が積極的に出向き、運動、口腔、栄養等のフレイル予防の講話や食育サンプルキットなどを活用した保健指導を行い、高齢者の健康づくりや介護予防へ取り組むための意識の啓発を図ります。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	指導回数	—	—	9回	9回	9回

【21】国保データベースを活用した地域診断と個別指導【新規掲載】					担当課	健康福祉課
事業内容	国保データベースを活用し、後期高齢者の医療・健診・介護レセプトデータ等により地域の健康課題の分析を行い、健康づくりや各種事業計画等に役立てます。また、個別訪問を必要とする対象者の把握を行い、管理栄養士による栄養指導等を行います。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	個別訪問者数	9人	11人	100人	100人	100人

Q～フレイル～

「フレイル」とは、“frailty (フレイルティー)”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語で、加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態を意味します。

フレイルの考え方では、適切に対応や介入を行うことで心身のよい状態を長く保つことができるとされています。

多くの高齢者がフレイルを経て徐々に介護が必要な状態になります。



重点施策Ⅱ 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、このような高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において生活を続けられるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面で、状況に応じて医療・介護・生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供できる体制が重要となります。

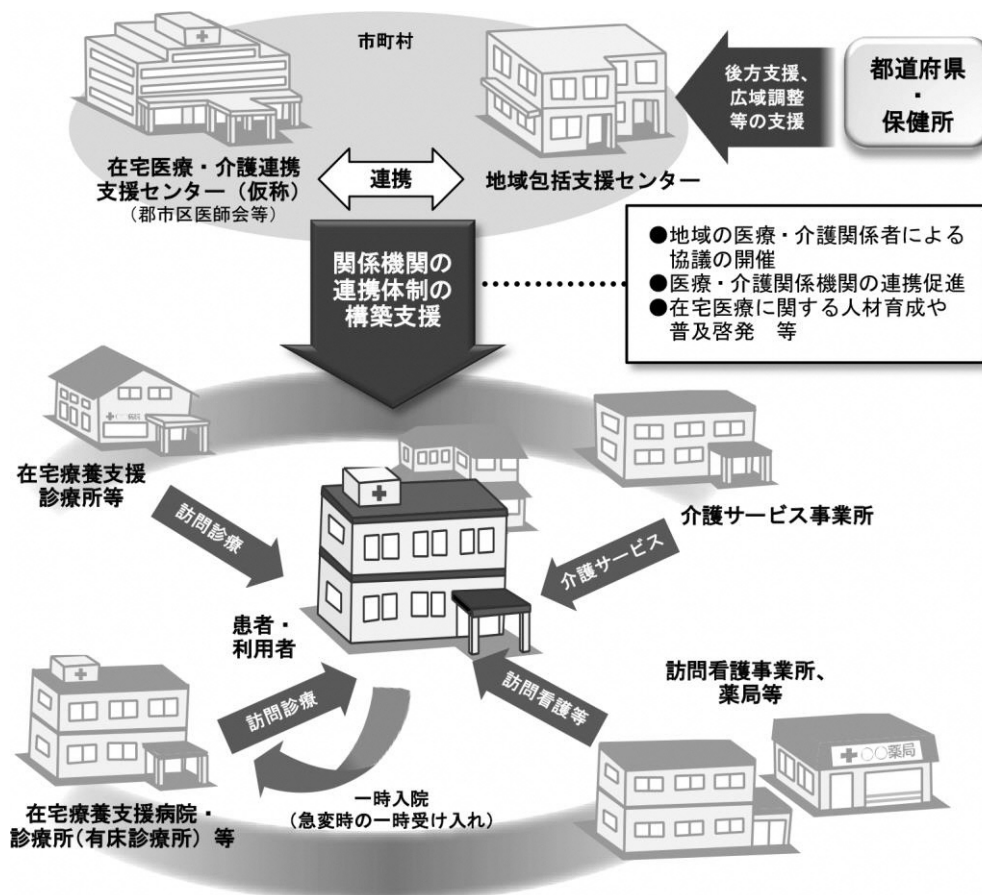
そのために、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携の推進を図るとともに、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成、地域包括支援センターの機能の充実など、在宅ケアの基盤整備に向けた取り組みを進めます。

また、在宅ケアにおいては、高齢者を支える家族等に過重な負担がかからないように、家族介護者への支援の充実に向けた取り組みを推進していきます。

（１）在宅医療・介護の連携強化

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、地域の医師会等と協働し、在宅医療・介護連携等の推進を図ります。

■ 在宅医療・介護連携の推進イメージ図



《事業展開》

【22】在宅医療・介護連携に関する相談支援					担当課	健康福祉課	
事業内容	在宅医療・介護連携に関する相談窓口を地域包括支援センター内に設置し、地域の医療・介護関係機関から、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け、連携調整や情報提供等の支援を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	相談件数	未確認			5件	8件	10件

【23】在宅医療・介護連携の普及啓発					担当課	健康福祉課	
事業内容	在宅医療や介護で受けられるサービス等の地域資源についてパンフレットを作成し、医療・介護関係者及び住民に対して配布するほか、ホームページ等で公表を行い、在宅医療を継続するための適正なサービスの選択につなげるとともに啓発普及を促進します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	地域資源ガイドの配布部数	—	100部	120部	2,000部	見直し	2,000部

【24】医療・介護関係者の情報共有支援					担当課	健康福祉課	
事業内容	在宅療養が必要となった方が安心して生活できるよう、医療と介護の情報が速やかに共有され、円滑な支援体制を構築するために、これまでの情報共有ツールの活用促進を図るとともに連携強化のための新たな仕組みづくりを検討します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	入退院調整 ルールの活用率	—	65%	71%	75%	80%	80%

【25】医療・介護関係者の研修					担当課	健康福祉課	
事業内容	在宅医療と介護との連携強化に向け、多職種協働による地域ケア会議等を活用し、グループワーク等を活用した事例検討会、研修会等を開催し、専門職の資質の向上を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	研修会	—	3回	中止	2回	2回	2回

【26】二次医療圏内・関係市町村の連携					担当課	健康福祉課	
事業内容	2017（平成29）年度に青森県の調整のもとで作成された、「八戸地域保健医療圏域における病院とケアマネジャーの入退院調整ルール」の運用を行い、医療・介護を必要とする方が、医療機関から在宅へ確実に引き継がれるよう、関係機関との連携強化を図ります。						
現状目標	項 目	実 績（2020年度は見込）			第8期計画期間中の目標（見込）		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
	連携に関する 会議等	3回	3回	中止	2回	2回	2回

【27】 地域ケア会議					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者個人の抱える個別事例検討から地域課題を明らかにし、解決のために医療・介護・福祉関係者等による多職種が協議・検討を行い、必要な支援や地域づくり、さらには政策形成につなげ、地域全体の包括ケアシステムの充実を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	個別事例検討 件数	85件	68件	62件	65件	65件	70件
	全体会議	12回	10回	6回	4回	4回	5回

(2) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおいて中心的役割を果たす必要があるため、保健・医療・福祉を始め、地域の様々なサービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援を行っていきます。

《事業展開》

【28】 総合相談支援事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	相談受付件数	3,534件	3,629件	3,500件	3,500件	3,500件	3,500件

【29】 高齢者実態把握事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	町内に住む80歳以上の高齢者と80歳未満で要介護高齢者・要介護となるおそれがある高齢者の自宅を訪問して、現在の病気や障がい、日常生活動作の状況等の聴き取りを行い、介護予防事業対象者や閉じこもりなど、支援が必要な高齢者を早期発見します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	実態調査件数	1,339件	1,395件	1,400件	1,400件	1,400件	1,400件

【30】 成年後見制度の利用促進					担当課	健康福祉課	
事業内容	成年後見制度の趣旨や手続きに関する理解が広まり、制度が適切に利用されるよう周知普及を図り、利用する際に生じる費用を支払うことが困難な人に対して費用の助成をします。また、成年後見制度による支援が必要になった方には、適切に後見制度につなぎます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	町長申立件数	1件	2件	3件	2件	2件	2件
	報酬助成件数	2件	3件	2件	3件	3件	3件

【31】 高齢者虐待防止の普及・促進					担当課	健康福祉課	
事業内容	多様化する虐待内容や通報義務、相談窓口等の周知を図るため、パンフレット等での情報提供や住民が集う場所での出前講座を行い、早期発見と未然防止を目指します。また、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、警察等の関係機関と連携を強化します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	出前講座	3回	3回	2回	3回	3回	3回

【32】 ケアマネジメント支援事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために研修会を開催し、日常業務や支援困難なケースへの助言や支援を行います。また、介護支援専門員相互の情報交換等を行う協議会等のネットワークの構築を目指します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	研修会参加者数	36人	18人	36人	40人	45人	48人

(3) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実

在宅生活の支援においては、介護サービス等が重要な役割を果たすことから、引き続きサービス基盤の充実を進め、特に地域密着型サービスに重点を置きながら基盤整備を図ります。

また、介護サービス等に加え、様々な生活支援サービス等が地域できめ細かく展開されるよう支援します。

《事業展開》

【33】 高齢者配食サービス事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	生活機能の低下等により食事の確保が困難な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に対し、訪問により栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに、定期的な状況把握によって見守り・安否確認の体制を図り、自立した生活の継続を支援します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	ご飯セット	5,273食	4,886食	6,200食	7,320食	7,400食	7,400食
	おかずのみ	6,328食	6,386食	6,200食	6,360食	6,400食	6,400食

【34】 軽度生活援助事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	在宅の高齢者が自立した生活を継続できるよう、外出や散歩の付き添い、外出時の援助、宅配の手配、食材の買い出し等の食事・食材の確保、洗濯、日干し、クリーニングの洗濯物の搬出入、家屋内の整理・整頓等の日常生活上の援助を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用者数	1人	1人	1人	2人	2人	2人

【35】 外出支援サービス事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	一般の交通機関の利用が困難な寝たきりや重度身体障がい者に対し、移送用車両で医療機関や福祉施設への通院、通所、入退所等の外出支援を行い、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用者数	75人	72人	70人	75人	75人	75人

(4) 家族介護者等への支援の充実

在宅介護における家族の役割は重要です。近年では、いわゆる老老介護や男性介護者、単身者が親を介護する場合も増えており、地域とのつながりが薄い場合には周囲に助けを求めることができず、孤立してしまうことも少なくありません。家族介護者の過重負担や、課題を抱えている介護者負担を軽減するための取り組みを推進します。

《事業展開》

【36】 家族介護者教室					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者を介護されている方や家族や近隣住民を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得するための教室を開催します。また、介護者同士や介護関係者等との交流の場として、精神的な負担の軽減を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	参加者数	7人	3人	5人	8人	9人	10人

【37】在宅高齢者介護用品給付事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を抱える家族に対し、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋等）を給付し、高齢者の身体の衛生、清潔の保持、介護による家族の身体的、経済的負担の軽減を図ります。						
現状目標	項 目	実 績（2020年度は見込）			第8期計画期間中の目標（見込）		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
	利用者数	12人	10人	9人	10人	10人	10人

重点施策Ⅲ 介護サービス等の充実・強化

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえ、利用者本位のサービス提供を目指します。

そのため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等の普及など、継続的な支援体制の整備を図ります。一方、利用者に必要な介護サービス等を提供するためには、それを担う人材の確保、育成が不可欠であるため、介護の仕事の魅力向上や定着促進に向けた取り組み等を通じて、介護人材を円滑に確保できる環境づくりを進めます。

また、「介護・医療・予防」「生活支援」等のケアの一体的・継続的な提供、及び高齢者の自己選択を支援するための情報発信に取り組むとともに、様々な資源を組み合わせた統合的なケアの提供の実現のため、制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、サービスの適正化を図ります。

（１）介護給付適正化事業の推進（第５期介護給付費適正化計画）

介護給付の適正化は、介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、介護サービスの受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、介護事業者がルールに従って適切に提供するように促すものです。その取り組みによって、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目指しています。

このため、本町においても「第５期介護給付適正化計画」を策定することで、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく主要５事業を柱とし、給付実績データ等を活用することにより、具体性・実効性のある取り組みを推進します。

１）計画の位置付け

本町においても、今後、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025（令和7）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、包括的に支援する基盤を整えていく必要があります。

こうした中で、介護給付適正化の取り組みの重要性はさらに高まるものと考えられることから、これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な取り組みを継続していくこととします。

２）第４期の検証

本町では、青森県が策定した「第４期青森県介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」を実施しました。

第４期において、国の指針に掲げる主要適正化５事業すべてに取り組み、適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減、介護給付費や保険料増大の抑制等、持続可能な介護保険制度の構築に資することができました。

3) 現状と課題

2000（平成12）年4月に介護保険制度が始まり20年以上が経過した現在では、介護サービスの利用は大幅に拡大しています。その一方で、過剰なサービスや不適切なサービスの提供という問題も存在しています。

適正化事業の実施体制については、職員による対応と国保連合会への委託により実施するなど、連携を図り、より実効性の高い事業を進めています。

4) 第5期の取り組み方針と目標

本町では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025（令和7）年、またその先の2040（令和22）年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を引き続き実施することが不可欠です。

第5期においても、現在の事業の方法を工夫・変更しながら介護給付適正化に取り組むとともに、介護給付サービスや施設サービスの資的向上を目指した新規事業の実施を図るなど、持続可能な介護保険制度の構築を目指していきます。

また、事業の実施にあたっては、青森県や国保連合会との連携強化を図りながら行います。

《事業展開》

① 主要5事業

【38】要介護認定の適正化					担当課	健康福祉課
事業内容	要介護認定を適正に行うため、公平・公正な認定調査を実施するとともに、認定調査票や介護認定審査会資料の点検を行います。点検の結果、修正や誤りが多い事項等については、認定調査員研修会で指導し、より質の高い認定調査の実施に取り組みます。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	点検数	901件	997件	588件	全件	全件

【39】ケアプラン点検					担当課	健康福祉課
事業内容	対象となる居宅介護支援事業所を選定して、介護支援専門員が作成したサービス計画（ケアプラン）の記載内容について、個々の利用者が真に必要なサービスが確保されているか、その状態に適合していないサービスが提供されていないなどを点検します。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	点検数	185件	133件	140件	150件	160件

【40】住宅改修・福祉用具点検					担当課	健康福祉課	
事業内容	住宅改修の点検は、事前申請時に提出される見積書、図面、写真及び理由書等による審査と訪問調査を行い、利用者の状態に合った適切な工事を推進します。福祉用具の点検は、訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	住宅改修点検数	5件	10件	12件	全件	全件	全件
	福祉用具点検数	42件	59件	50件			

【41】縦覧点検・医療情報との突合					担当課	健康福祉課	
事業内容	青森県国民健康保険団体連合会と連携を図り、介護事業者から請求されている内容について、縦覧点検（算定回数、重複請求、計画費等）を行うほか、医療情報突合リストに保険者が点検するものがないか定期的に確認し、必要に応じて事業者への指導を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	突合数	241件	263件	350件	350件	350件	350件

【42】介護給付費の通知					担当課	健康福祉課	
事業内容	利用者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、利用者や事業者に適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認してもらうことで、不適切な利用防止を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	通知者数(延)	2,147人	2,161人	2,142人	2,100人	2,100人	2,100人

② 介護給付サービスの質的向上

【43】ケアマネジメントガイドラインの作成【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	ケアマネジメントの質の向上を目的に、介護支援専門員（ケアマネジャー）が必要なサービスの種類、内容等を定めた「ケアマネジメントガイドライン」を策定し、居宅介護支援事業所に配布します。また、各種研修会などでのテキストとしても活用します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	ガイドラインの作成	—	—	—	検討	作成	見直し

【32】 ケアマネジメント支援事業 【再掲・45頁】					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために研修会を開催し、日常業務や支援困難なケースへの助言や支援を行います。また、介護支援専門員相互の情報交換等を行う協議会等のネットワークの構築を目指します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	研修会参加者数	36人	18人	36人	40人	45人	48人

【44】介護保険総合案内パンフレット等の作成					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護サービスの利用者や家族に対して、介護保険制度の普及啓発のためのパンフレットやチラシ等を作成するとともに、町ホームページ等で情報提供を行います。また、要望に応じて、地域の集まりなどに出向いて啓発活動を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	パンフレット作成 部数	1,000部	1,000部	1,000部	1,500部	1,000部	1,000部

【45】介護サービス情報公表システムの利用促進					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護保険法に基づき、利用者が全国の介護サービス事業所のサービス内容等の詳細情報をインターネットで検索・閲覧できる「介護サービス情報公表システム」の利用について、広報紙や町ホームページ等で周知し、システムの利用促進を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	周知回数	0回	0回	0回	2回	2回	2回

【46】 給付実績を活用した分析・検証 【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	青森県国民健康保険団体連合会で実施する審査支払の結果から得られる給付実績を使い、適正化システム及び地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、不適切な給付や事業所を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	給付実績の活用	—	—	—	分析・検証を行い、疑義がある場合は指導		

【47】苦情への対応・事故報告の活用					担当課	健康福祉課	
事業内容	利用者からの苦情を受け止め、適正なサービス提供とその質の向上に活用していくよう、介護事業者に対し、啓発及び指導を行います。事故報告は、事故内容・原因・改善策を分析し、集団指導等で周知して情報の共有化を図ることにより同種の再発防止に努めます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	指導回数	0回	0回	4回	2回	2回	4回

③ 施設サービスの質的向上

【48】介護サービス事業者ガイドブックの作成【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護サービスの利用者が安心して多様なサービスを選択できるよう、介護保険制度や介護サービス事業者の情報をわかりやすく掲載したガイドブックを作成し、利用者や相談者に対し情報提供を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	ガイドブックの 作成	—	—	—	検討	作成	見直し

【49】介護事業所の適切な許認可・指定					担当課	健康福祉課	
事業内容	町に指定権限のある、「居宅介護支援事業所」及び「地域密着型サービス事業所」の新規参入事業者から指定申請があった場合、各種法令等の人員・設備・運営上の指定基準に基づき、適切に事務を進めます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	新規指定申請 件数	0件	2件	1件	指定基準に基づき、適切に許認可		

【50】介護事業者に対する指導・監督					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、サービスの質の確保・向上を図るために「実地指導」と「集団指導」を計画的に行います。また、指定基準違反や不正請求が疑われる場合には、「監査」を実施し、厳正に対応していきます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	実地指導事業 所数	8事業所	3事業所	12事業所	7事業所	7事業所	7事業所

【51】社会福祉法人利用者負担軽減と制度の周知					担当課	健康福祉課	
事業内容	低所得者に対し、利用者負担の軽減を行った社会福祉法人のうち、一定の要件を満たす場合、町・青森県・国がその一部を法人に助成することによって、介護保険サービスの利用促進を図ります。社会福祉法人に対しては取り組みを促すため、制度の周知に努めます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	周知回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回

【52】介護分野の文書に係る負担軽減の取り組み【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護分野において、保険者と介護サービス事業者の間でやり取りされている文書について、国から示される基本方針等に基づき、書類の簡素化やICT等の活用等について、事業所の取り組みを支援します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	負担軽減の 取り組み	—	—	—	国の基本方針に基づき、検討・実施		

(2) 適正な介護保険施設等の整備

1) 第7期計画期間までの整備状況

介護保険に関わる施設等の整備にあたっては、これまでの介護保険事業計画に基づき、本町の実情に応じて行ってきました。

第7期計画期間においては、小規模多機能型居宅介護を1施設(定員29人)、認知症対応型共同生活介護を1施設(9人×1ユニット)の整備を行いました。

第7期計画期間終了時点【2020(令和2)年度末】での本町の整備状況は、下記のとおりです。

■ 第7期計画期間までの介護保険施設等の整備状況

区 分		施設数	定員
施設サービス	介護老人福祉施設	3 施設	150 人
	介護老人保健施設	2 施設	170 人
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設	—
	地域密着型通所介護	1 施設	18 人
	認知症対応型通所介護	2 施設	24 人
	小規模多機能型居宅介護	1 施設	29 人
	認知症対応型共同生活介護	12 施設	171 人
	看護小規模多機能型居宅介護	1 施設	29 人

2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備状況

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加から、ますますニーズの高まる「高齢者向け住まい」には、有料老人ホームのほか、サービス付き高齢者向け住宅があります。

いずれも、主に関与するのは都道府県ですが、地域の実情を把握しやすい市町村の関与が望まれていました。

そこで、2020（令和2）年の老人福祉法の改正により、都道府県が有料老人ホームの届出を受けた場合、その旨を有料ホームの設置予定地又は所在地の市町村に通知することが義務づけられました。また、市町村が未届け有料老人ホームを発見した場合は、「遅滞なく都道府県に通知する」ことを市町村の努力義務とされました。有料老人ホームに関する情報について、都道府県と市町村のやりとりを法律で規定したことにより、高齢者の住まいに関する市町村の関与が強化されました。

このことにより、第8期計画でも、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数の記載に努めるよう、基本指針（案）で示されています。

第7期計画期間終了時点【2020（令和2）年度末】での本町の高齢者向け住まいの整備状況は、下記のとおりです。

区 分	住 所(事業開始日)	運営法人等	定員
住宅型有料老人ホーム			
有料老人ホーム 桜桃庵	南部町大字下名久井字如来堂5-6 【2014(平成26)年2月1日】	特定非営利活動法人 アシスト	21 人
有料老人ホーム サポートハウス絆	南部町大字斗賀字沼田71-1 【2013(平成25)年2月1日】	株式会社 ヤマショー	31 人
有料老人ホーム 南部の里あつぷる園	南部町大字斗賀字上町焼1 【2012(平成24)年12月1日】	株式会社 南部の里 あつぷる園	22 人
有料老人ホーム サン・スマイル	南部町大字埴渡字館13-11 【2012(平成24)年6月1日】	社会福祉法人 福生会	13 人

※住宅型有料老人ホーム：高齢者が快適に暮らせるようにサービスを充実させた住宅で、食事や介護、洗濯、清掃等のサービスを提供

区 分	住 所(事業開始日)	運営法人等	定員
サービス付き高齢者向け住宅			
ケアホーム福の里	南部町大字苦米地字白山堂11-2 【2014(平成26)年11月1日】	医療法人 はらだクリニック	26人

※サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー対応の賃貸住宅で、入居者の安否確認や生活支援サービスを提供

3) 第8期計画における施設整備

本町ではこれまで、地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、認知症高齢者や介護が必要な高齢者等が住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスを中心に介護保険施設等の基盤整備を進めてきました。

サービスの充実により、介護が必要な方でも、在宅生活の継続が可能となるケースも増えたことが一助となり、施設入所の待機状況も改善傾向となっています。

また、今後は本町の高齢者数（第1号被保険者数）は第8期計画期間中にピークを過ぎ減少に転じると予測され、加えて認定者数も近年横ばいであるため、大幅なサービス利用者の増加はない見込みです。

さらに、多様な介護ニーズの受け皿となっている住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用の伸びを踏まえ、第8期計画での施設整備は行わないこととし、既存施設の質の向上、介護人材の確保・定着に向けた施策を図ることで、安定したサービスの提供を目指します。

《事業展開》

【53】地域密着型サービス事業所の整備					担当課	健康福祉課	
事業内容	地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、認知症高齢者や介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるよう、また推計人口等から導かれる介護サービスの需要と供給のバランスを踏まえながら、介護サービス基盤の整備に取り組みます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	整備事業所数	2事業所			整備は行わない		

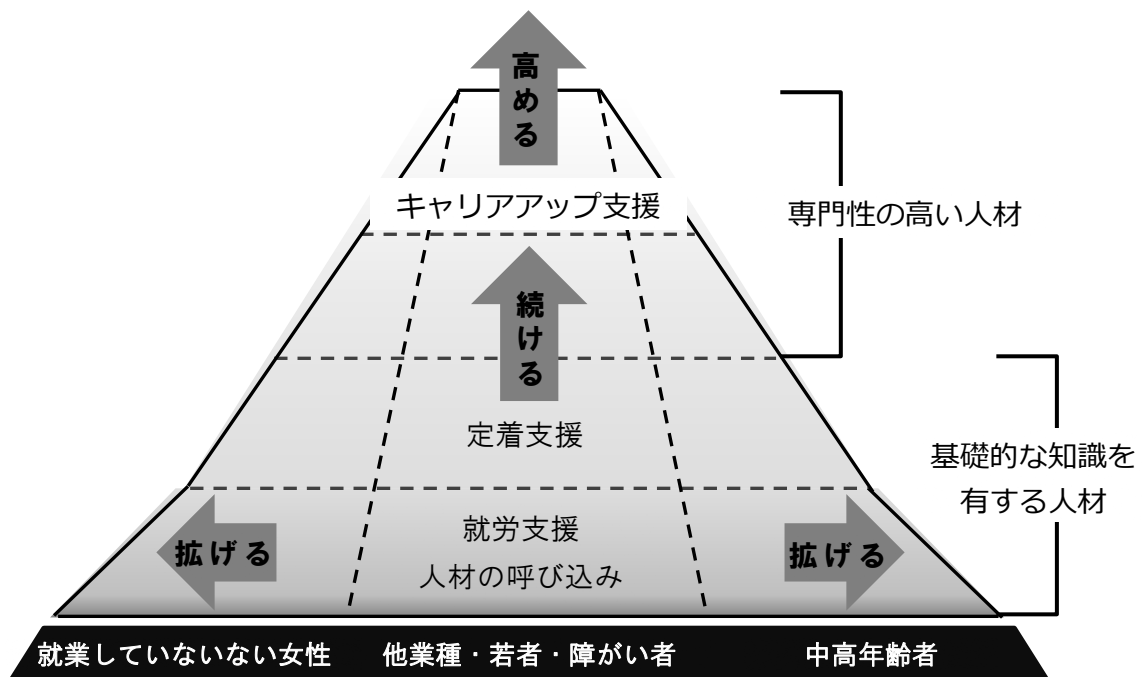
(3) 介護人材の確保・定着・育成

介護人材については、多くの介護サービス事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、人材確保や定着が困難な状況にあり、事業を運営するうえでの大きな課題となっています。

また、本町では、国から提供された介護人材需給推計ワークシートを用いて、介護職員等の簡易推計（需要推計）を行うとともに、町内の介護サービス事業所に対して実態調査を行い、今後の介護人材確保策の推進を図るための基礎資料を得て、状況の把握に努めました。

介護人材の確保と定着については、基本的には介護サービス事業所自らが確保や定着に努める必要がありますが、介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い介護サービスを提供するためには、国や青森県は介護報酬等の制度設計や環境整備等において、本町は人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援において、それぞれが役割を果たしながら、引き続き取り組む必要があります。

■ 介護人材の目指す姿



参入促進	1 すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境処遇の改善	2 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についた者の定着促進を図る
資質の向上	4 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5 標高を高める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

《事業展開》

【54】外国人材の受入環境整備事業【新規】					担当課	交流推進課	
事業内容	八戸学院短期大学と連携し、町内の介護サービス施設で就労を希望する留学生及び勤務している外国人を対象に、介護の現場で必要とされる実践的な日本語や知識についての日本語教室を開催するほか、留学生の「住居」、「仕事」、「生活」の一体的な支援をします。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	受入者数	—	—	—	4人	6人	4人

【55】介護従事者の資格取得支援【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	新たな介護人材の発掘・育成などのため、勤続3年未満の介護従事者の介護職員初任者研修や介護職員実務者研修の受講料を助成することにより、新任介護人材の離職を防止し、定着を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	資格取得支援	—	—	—	検討	実施	見直し

【56】介護職の魅力向上PR活動【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	町内の介護サービス事業所と連携して、小中学校等の教育機関を訪問し、「福祉・介護のお仕事」に関する授業を行います。この活動を通じて、学生や教職員等に福祉・介護職の魅力の発信を行い、未来の介護を担う人材確保に取り組みます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	魅力向上PR活動	—	—	—	検討	実施	見直し

【57】介護サービス事業者向け研修会【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護事業所内の研修の講師費用や外部研修の受講に要する費用助成を行うほか、様々な研修等に関する情報提供の充実を図り、研修講師の紹介や派遣の仕組みづくりを進めるなど、職員の資質向上に取り組む事業者を支援し、介護人材の育成・定着を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	研修会	—	—	—	検討	実施	見直し

(4) 2025 年及び 2040 年を見据えた介護保険給付サービスの見込み

第8期の介護保険サービス見込量については、介護保険サービスの利用実績の推移から、今後の利用状況を見込んだうえで、要介護等認定者数の見込みと施設の整備方針などを踏まえ推計しました。

■介護保険給付サービスのメニュー

	予防給付	介護給付
都道府県・政令市・中核市が 指定・監督を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院
市町村が指定・ 監督を行うサービス	◎介護予防支援 ◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	◎居宅介護支援 ◎地域密着型サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護
その他	○介護予防住宅改修	○居宅介護住宅改修

1) 居宅サービスの利用実績と給付見込み

【58】訪問介護									
通所介護と並び、在宅系サービスの中心となるサービスであり、利用者の居宅において、訪問介護員が入浴、排せつ、食事の介助や清掃、洗濯等の生活援助を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	203,731	202,643	200,714	229,577	230,473	235,076	216,577
	人数	人/月	186	174	172	197	198	201	186

※2018(平成30)年度・2019(令和元)年度は実績値、2020(令和2)年度以降は見込み又は計画値です。また、データは地域包括ケア「見える化」システムより用いています。《以降P63まで同様》

【59】介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護									
入浴が困難な利用者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	1,393	1,998	2,165	3,049	3,051	3,051	3,051
	人数	人/月	3	4	5	6	6	6	6
予防 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人数	人/月	0	0	0	0	0	0	0

【60】介護予防訪問看護、訪問看護									
疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を必要とする利用者に対し、主治医の指示に基づき、看護師等が療養上の世話又は診療の補助を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	21,053	17,577	18,785	21,111	21,123	21,438	20,114
	人数	人/月	45	41	47	51	51	52	49
予防 給付	給付費	千円	1,069	1,048	2,577	2,492	2,494	2,494	2,494
	人数	人/月	3	4	5	6	6	6	6

【61】介護予防訪問リハビリテーション、訪問リハビリテーション								
通院が困難な利用者に対し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。								
区分		単位	第7期			第8期		
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
介護 給付	給付費	千円	662	247	282	355	356	356
	人数	人/月	3	2	1	2	2	2
予防 給付	給付費	千円	307	0	0	0	0	0
	人数	人/月	1	0	0	0	0	0

【62】介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導								
利用者の居宅において、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士及び歯科衛生士等が、その心身の状況、置かれている環境を把握し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。								
区分		単位	第7期			第8期		
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
介護 給付	給付費	千円	7,432	8,192	8,114	9,811	9,931	10,113
	人数	人/月	105	116	128	154	156	159
予防 給付	給付費	千円	144	179	233	377	377	377
	人数	人/月	1	2	1	3	3	3

【63】通所介護								
通所介護施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。								
区分		単位	第7期			第8期		
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
介護 給付	給付費	千円	293,888	288,642	276,680	302,267	304,233	308,498
	人数	人/月	331	310	295	318	320	324

【64】介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション								
介護老人保健施設や病院等に通い、リハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図り、在宅での自立支援を支えるサービスです。								
区分		単位	第7期			第8期		
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
介護 給付	給付費	千円	179,644	162,678	152,920	182,179	183,312	186,023
	人数	人/月	173	159	140	167	168	170
予防 給付	給付費	千円	14,994	17,338	17,876	21,726	21,738	21,738
	人数	人/月	32	37	39	47	47	47

【65】介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護									
利用者が老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	92,158	92,321	118,781	121,267	121,906	125,436	115,756
	人数	人/月	76	73	76	77	78	80	74
予防 給付	給付費	千円	506	447	1,064	1,817	1,818	1,818	1,818
	人数	人/月	1	1	1	1	1	1	1

【66】介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護（老健・病院等・介護医療院）									
利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもとにおける介護や機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	6,803	5,836	4,848	7,246	7,250	9,411	7,250
	人数	人/月	7	7	2	9	9	10	9
予防 給付	給付費	千円	72	334	0	623	623	623	623
	人数	人/月	0	1	0	2	2	2	2

【67】介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与									
利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を借りることができるサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	49,483	49,483	52,025	54,178	54,613	55,333	50,692
	人数	人/月	345	338	358	373	376	380	349
予防 給付	給付費	千円	2,440	2,773	3,430	3,875	3,875	3,875	3,587
	人数	人/月	38	46	53	60	60	60	56

【68】特定介護予防福祉用具購入費、特定福祉用具購入費									
利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するものなどを購入した場合、限度額内で費用を支給するサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	725	1,031	925	972	972	972	972
	人数	人/月	3	4	4	4	4	4	4
予防 給付	給付費	千円	160	104	304	241	241	241	241
	人数	人/月	1	1	0	1	1	1	1

【69】介護予防住宅改修費、住宅改修費									
利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、手すりの取り付けや段差解消など要件を満たす住宅の改修を行った場合、限度額内で費用を支給するサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	742	1,409	1,545	1,623	1,623	1,623	1,623
	人数	人/月	0	1	1	1	1	1	1
予防 給付	給付費	千円	0	0	290	374	374	374	374
	人数	人/月	0	0	0	2	2	2	2

【70】介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護									
介護保険の指定を受けた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居している方が、日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	16,326	18,453	17,038	18,361	18,372	18,372	18,372
	人数	人/月	7	8	7	8	8	8	8
予防 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人数	人/月	0	0	0	0	0	0	0

【71】介護予防支援、居宅介護支援									
利用者が居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、その身体の状態等を勘案し、居宅サービス計画の作成や調整を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	104,147	100,604	99,832	102,877	103,445	104,831	96,316
	人数	人/月	622	586	578	591	594	601	553
予防 給付	給付費	千円	3,280	3,774	4,236	4,208	4,211	4,264	3,942
	人数	人/月	62	71	79	78	78	79	73

2) 地域密着型サービスの利用実績と給付見込み

【72】定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
日中・夜間を通じて、定期的な訪問と随時の通報により訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助や、日常生活上の緊急時の対応を提供するサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	4,001	5,600	4,471	6,041	6,045	6,045	6,045
	人数	人/月	3	2	1	2	2	2	2

【73】夜間対応型訪問介護								
夜間・定期的な巡回訪問等により、利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行うサービスです。								
区分	単位	第7期			第8期			第14期
		2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	0
	人数	人/月	0	0	0	0	0	0

【74】地域密着型通所介護								
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。								
区分	単位	第7期			第8期			第14期
		2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	20,592	19,601	20,341	30,460	30,477	30,477
	人数	人/月	22	20	27	41	41	41

【75】介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護								
対象者を認知症の方に限定し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。								
区分	単位	第7期			第8期			第14期
		2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	36,605	34,239	32,965	36,055	36,075	36,075
	人数	人/月	26	24	21	24	24	24
予防 給付	給付費	千円	0	17	0	131	131	131
	人数	人/月	0	0	0	1	1	1

【76】介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護								
「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を柔軟に組み合わせ、本人の心身の状態や環境に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。								
区分	単位	第7期			第8期			第14期
		2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	—	—	—	37,758	59,424	59,424
	人数	人/月	—	—	—	16	26	26
予防 給付	給付費	千円	—	—	—	2,515	2,516	2,516
	人数	人/月	—	—	—	3	3	3

【77】介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護									
認知症の高齢者に対し、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	451,867	490,401	569,175	558,184	561,816	565,103	529,564
	人数	人/月	148	157	176	172	173	174	163
予防 給付	給付費	千円	5,631	4,520	0	2,995	2,997	2,997	2,997
	人数	人/月	2	2	0	1	1	1	1

【78】地域密着型特定施設入居者生活介護									
定員が29人以下で介護事業者として指定を受けた有料老人ホーム等の施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人数	人/月	0	0	0	0	0	0	0

【79】地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護									
入所定員が29床以下の特別養護老人ホームであり、常に介護を必要とする高齢者が、入浴、排せつ、食事、機能訓練等の必要な介護を受けながら生活するサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	110,775	9,940	0	0	0	0	0
	人数	人/月	38	3	0	0	0	0	0

【80】看護小規模多機能型居宅介護									
小規模多機能型居宅介護サービスと訪問看護の複数サービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者を支援するサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	83,742	80,108	101,444	109,557	109,617	109,617	109,617
	人数	人/月	21	21	25	27	27	27	27

3) 施設サービスの利用実績と給付見込み

【81】介護老人福祉施設									
入所定員が30床以上の特別養護老人ホームであり、常に介護を必要とする高齢者が、入浴、排せつ、食事、機能訓練等の必要な介護を受けながら生活するサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	231,749	342,945	345,444	375,117	375,325	375,325	359,974
	人数	人/月	83	115	113	122	122	122	117

【82】介護老人保健施設									
心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活への復帰を目指す方に対し、医学的管理のもと介護や機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話をを行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	293,712	298,666	298,196	365,359	365,561	365,561	349,750
	人数	人/月	95	94	93	113	113	113	108

【83】介護医療院									
長期にわたり療養が必要である方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話をを行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	0	2,967	4,370	12,180	12,187	11,112	16,488
	人数	人/月	0	1	1	3	3	3	5

【84】介護療養型医療施設									
療養病床等のある病院、診療所であって、長期療養を必要とする方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護や機能訓練、その他必要な医療を行うサービスです。									
区分		単位	第7期			第8期			第14期
			2017年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2040年度 (R22年度)
介護 給付	給付費	千円	18,648	12,907	8,283	5,001	5,003	5,003	
	人数	人/月	5	4	2	1	1	1	

重点施策Ⅳ 認知症施策の推進

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき推進されてきたが、今後認知症の方の増加が見込まれていることから、さらに強力に施策を推進していくために、2019（令和元）年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。

本町においても、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※1と「予防」※2を車の両輪として施策を推進

※1「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それらを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取り組みを促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職場での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に対応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

対象期間：2025（令和7）年まで

(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人発信支援

認知症サポーターの養成等を通じて認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の本人からの発信支援に取り組みます。

《事業展開》

【85】認知症キャラバン・メイトの活動支援					担当課	健康福祉課
事業内容	「認知症サポーター養成講座」の講師役であるキャラバン・メイトの方が活動しやすい体制を整備するとともに、キャラバン・メイトが地域の実情にあわせた活動に取り組めるようフォローアップ研修を開催します。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	活動メイト数	28人	30人	33人	36人	41人

【86】認知症サポーター養成の促進					担当課	健康福祉課
事業内容	地域で暮らす小中学生から大人までの幅広い年齢層の方を対象に、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発と認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するために「認知症サポーター養成講座」の取り組みを強化します。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	養成者数	42人	159人	50人	80人	80人

【87】認知症セミナーの開催					担当課	健康福祉課
事業内容	認知症の方やその家族、地域住民等を対象に、認知症に対する正しい知識を学び、生活に役立ててもらうために認知症セミナーを開催します。専門家による講演会や介護、認知症の相談、展示コーナーを設け、地域で支える認知症の取り組みを紹介します。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	参加者数	—	134人	64人	150人	150人

【88】社会参加できる場の提供 【新規】					担当課	健康福祉課
事業内容	認知症になっても、これまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるよう、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。また、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる場へ参画する取り組みを推進します。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	社会参加できる場の提供	—	—	—	社会参加できる場を積極的に提供	

（２）認知症予防の推進

認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防に関する調査研究を推進し、認知症予防に関するエビデンスの収集・普及を進めます。認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進、予防を含めた認知症への「備え」として各種介護予防事業に認知症予防のカリキュラムを盛り込むなどの取り組みを図ります。

《事業展開》

【２】認知症予防教室（あたま元気教室）【再掲・35頁】					担当課	健康福祉課	
事業内容	脳活性化訓練や生きがいづくりの場の提供により、社会的孤立感の解消や自立生活の維持・向上を図ることを目的として、自宅に閉じこもりがちな方や認知症の疑いがある一般介護予防事業対象者に対し、認知症予防教室を開催します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	参加者数	56人	56人	50人	60人	60人	60人

【89】タブレットを活用した認知機能の検査【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	健康相談や個別訪問、各種健康教室等において、タッチパネル式のタブレットを使って問題を解くことによって記憶力や注意力等の認知機能を検査し、認知症の早期発見・早期対応を図るとともに、認知症の予防対策のきっかけづくりに取り組みます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	検査数	—	—	—	50人	50人	50人

（３）認知症への適切な対応と介護者への支援

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の方に対する早期発見・早期対応を行うためには、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等のさらなる質の向上や連携の強化を推進することが重要です。

推進にあたっては、医療従事者の認知症対応力向上のための取り組み、診断後等の認知症の方やその家族に対する精神的支援や日常生活全般に関する支援等を図るとともに、認知症の方に対して、それぞれの状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、サービスの基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に向け、取り組みます。

また、認知症の方の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の方及びその介護者が集う認知症カフェ等の取り組みを推進します。

《事業展開》

【90】 認知症初期集中支援チームの充実					担当課	健康福祉課	
事業内容	認知症の早期発見、早期対応に向けた支援に取り組む「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の認知症の容態に応じた適切な医療・介護サービスへつなげるようサポートします。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	訪問件数	6件	6件	3件	5件	5件	5件

【91】 認知症地域支援推進員の活動促進					担当課	健康福祉課	
事業内容	医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上を図ることを目的に、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」の活動を促進します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	研修受講者数	2人	1人	0人	1人	1人	1人

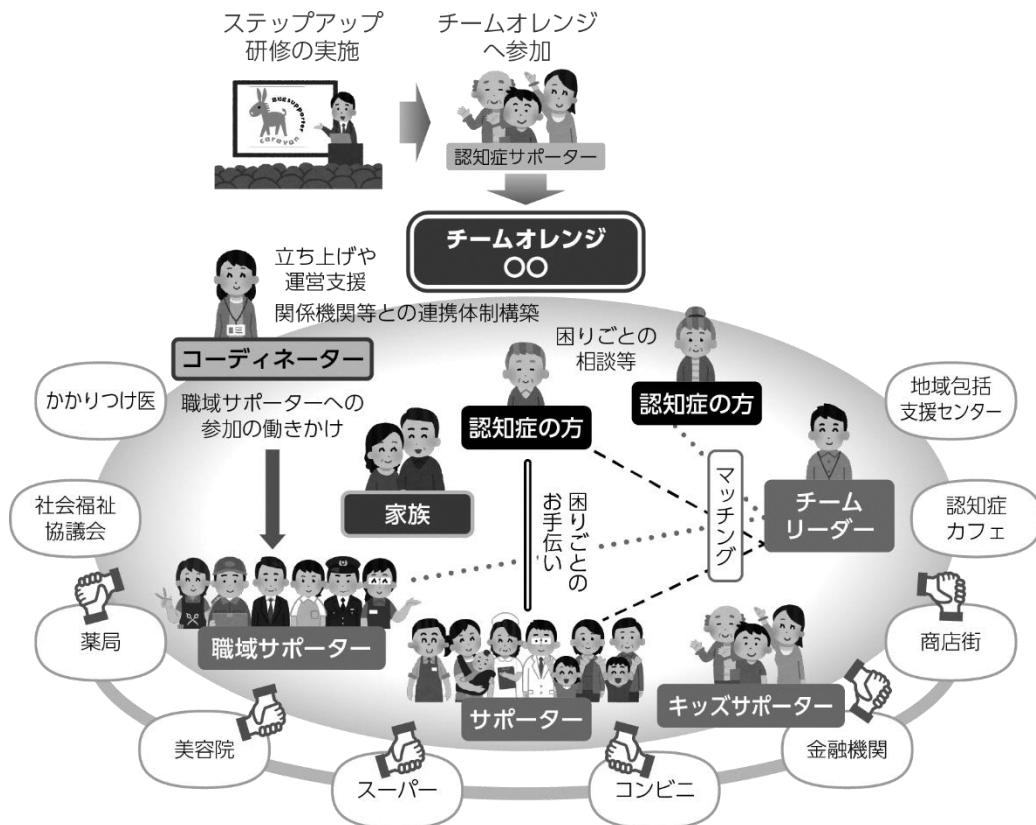
【92】 認知症カフェの充実					担当課	健康福祉課	
事業内容	認知症の方やその家族、地域住民や専門職がお互いに交流したり、情報交換をする場である認知症カフェの開催内容の充実を図り、広く住民に周知します。また、地域での偏りがないよう、認知症カフェが設置されていない地区での新たなカフェの開設を目指します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	開設箇所数	2か所	4か所	4か所	4か所	5か所	5か所

【93】 認知症ケアパスの活用推進					担当課	健康福祉課	
事業内容	認知症の症状や対処法、支援体制、相談窓口のほか、認知症になったときに利用できるサービス等をまとめた「認知症ケアパス」を配布し、適切な対応と相談支援につながるよう活用を推進します。また、新しい情報を提供できるように内容の見直しを定期的に行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	認知症ケアパス 作成部数	—	6,600部	200部	2,000部	見直し	2,000部

【94】 認知症の相談窓口の周知 【新規掲載】					担当課	健康福祉課	
事業内容	2019（令和元）年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果や認知症の家族の方から、「最初に相談する窓口がわからない」という回答があったことから、広報やパンフレットを活用し、認知症の相談窓口の周知の強化に取り組みます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	相談窓口を知っている割合	—	30.7%	—	—	50.0%	—

【95】チームオレンジの体制整備の構築【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	認知症サポーターのさらなるステップアップを図り、認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなげる仕組みである「チームオレンジ」の体制整備の構築を図り、認知症の方が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	運営チーム数	—	—	—	検討	1チーム	1チーム

■ チームオレンジのイメージ図



※厚生労働省資料より

(4) 認知症バリアフリーの推進と社会参加や若年性認知症の方への支援

認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けられるよう、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。

また、若年性認知症の方への支援を推進するとともに、認知症の方が安心して外出できる地域の見守り体制の整備や支援ネットワークの構築に努めるとともに、成年後見制度の利用促進、地域支援事業等を活用した認知症の方の社会参加活動の促進を図ります。

《事業展開》

【96】若年性認知症の理解を深めるための普及・啓発【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	若年性認知症の特性等について、住民理解を深めるよう情報発信を行います。また、若年性認知症は職場や産業保健スタッフが気づく機会が多いため、サポーター養成講座や啓発媒体の活用による企業等への普及啓発を行い、職場での理解の拡大につなげます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	普及・啓発回数	—	—	—	1回	1回	1回

【97】 あんしんカードの普及・啓発					担当課	健康福祉課	
事業内容	道に迷う等の恐れがある高齢者の情報をあらかじめ登録し、身元確認ができる登録番号が記載された「あんしんカード」の普及・啓発に努めます。また、行方不明になり発見された際の身元確認や家族への連絡がスムーズに行われるよう支援します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	登録者数	27人	29人	35人	40人	40人	40人

【98】 高齢者・見守りSOSネットワークの推進					担当課	健康福祉課	
事業内容	地域の住民が認知症に関する正しい知識を学び、高齢者等の異変を早期に発見し、重大な事故を未然に防ぐことができるよう、高齢者・見守りSOSネットワーク体制の取り組みを推進するとともに、異変を発見した際に適切に対応できるよう模擬訓練を実施します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	模擬訓練参加者数	21人	16人	20人	20人	30人	30人

重点施策Ⅴ 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備

高齢者の暮らしの安全・安心を確保するうえで、「住まい」の観点は重要です。今後、一人暮らし高齢者や要介護等認定者の増加が見込まれることから、身体状況等の変化に応じた、適切な居住環境の確保を促進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅などの多様な「住まい」における質の維持・向上に向けた取り組みの推進に努めます。また、外出、買い物等の観点から、高齢者が暮らしやすい生活環境づくりと生活支援を進めます。

高齢者が安全・安心に生活するためには、防災・減災の観点も重要であることから、災害時の要援護者への支援等についても取り組みを進めます。

高齢者の人権が尊重され、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、高齢者の権利擁護について基盤の充実を図り、成年後見制度の普及などの取り組みを推進するとともに、高齢者虐待の予防・早期発見・対応の体制づくりを推進します。また、高齢者の消費者被害を防止するための取り組みを進めます。

（１）高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

高齢者が住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送ることができるように、高齢者の身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等の支援を行います。また、一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯等を始めとして、緊急通報システムの周知・拡充を図るとともに、引き続き高齢者宅への訪問により、定期的に火災予防の働きかけを行い、住み慣れた住まいで安心して暮らせるよう事業を進めます。

《事業展開》

【99】緊急通報装置の貸与					担当課	健康福祉課	
事業内容	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障がい者世帯を対象に、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、緊急通報装置（火災警報器機能付）を貸与し、高齢期の安全・安心な生活を守る対策に取り組みます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	設置台数	61台	57台	53台	55台	55台	55台

【100】安心・安全な町営住宅の推進					担当課	建設課	
事業内容	財政事情等を考慮すると、高齢者向きに特化した住宅を整備することは難しい状況ですが、高齢者にとって安全・安心で快適な住まいづくりを行うことの重要性を考慮し、建替えの際は関係部局と連携しながら、誰もが生活しやすい安心・安全な住宅を建設します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	整備戸数	4戸	0戸	0戸	整備時には、安心・安全な住宅を推進		

【101】 高齢者向け住宅の情報提供及び相談支援					担当課	健康福祉課	
事業内容	一人暮らしや高齢者世帯の増加を見据えて、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の施設情報をパンフレットやホームページ等で提供します。また、利用や入居の相談には関係機関と連携し、住まい探しの支援に取り組みます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	パンフレット作成 部数	1,000部	1,000部	1,000部	1,500部	1,000部	1,000部

(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

高齢者が社会参加等を通じていきいき暮らしていくためには、活動しやすく、安心して外出できる環境の整備が重要です。

高齢者がいきいきと日常生活を送ることができるよう、コミュニティバスの乗車料金の助成を始めとした外出の支援、身体状況等の変化に応じた交通安全対策を推進します。

また、推進に向けては、地域福祉を中核的に進めている社会福祉協議会及び地域の身近な相談相手であり見守り役でもある民生委員・児童委員等との連携強化を図ります。

《事業展開》

【102】 高齢者運転免許証自主返納者への優遇措置事業					担当課	住民生活課	
事業内容	高齢者の運転による交通事故を未然に防ぎ、地域住民の安全・安心のために、運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」を取得する際に発生する交付手数料を助成します。また「運転経歴証明書」の提示により、町コミュニティバスの乗車料金の免除を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	運転免許証 自主返納者数	32人	54人	55人	60人	60人	65人

【103】買い物弱者支援事業					担当課	商工観光課	
事業内容	住んでいる地域で食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている、いわゆる「買い物弱者」に対し、弁当や野菜、雑貨等の宅配や移動販売サービス事業を行う商工会に経費を補助し、地域住民の生活を支援します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	宅配事業会員数	42人	46人	40人	45人	50人	55人

【104】コミュニティバスの運行事業					担当課	企画財政課	
事業内容	高齢者や子供、身体障がい者等の交通弱者の方の外出機会と社会参加の促進を図るためにコミュニティバスを運行し、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。また、高齢者の運転免許証自主返納者には、乗車料金を免除するなどの支援を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用者数(日)	317人	292人	277人	264人	251人	239人

【35】 外出支援サービス事業 【再掲・46頁】					担当課	健康福祉課	
事業内容	一般の交通機関の利用が困難な、寝たきりや重度身体障がい者に対し、移送用車両で医療機関や福祉施設への通院、通所、入退所等の外出支援を行い、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用者数	75人	72人	70人	75人	75人	75人

【105】社会福祉協議会との事業連携及び支援					担当課	健康福祉課	
事業内容	町民と協働して高齢者福祉をはじめ、地域福祉を中核的に進めている社会福祉協議会の活動が円滑に進められるよう事業連携をします。また、社会福祉協議会が運営し、地域活動を推進するボランティアセンターや地域福祉推進拠点における取り組みを支援します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	事業連携・支援	継続	継続	継続	事業連携・支援を継続		

【106】民生委員・児童委員の活動支援					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者と行政とをつなぐパイプ役や身近な相談相手である民生委員・児童委員に対して、助言・指導や情報提供等を行い、地域福祉活動の充実を図ります。また、相談内容の多様化に伴い研修会等を実施することで、委員の資質の向上に努めます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	研修会	3回	3回	中止	3回	3回	3回

(3) 災害等緊急時に備えた支援の充実

一人暮らし高齢者や要介護認定者等、避難行動要支援者に対する支援の整備や、大規模災害発生に向けた備えの強化とともに、災害発生時などの非常事態に、民生委員や地域自主防災組織等の関係機関等と連携した迅速な安否確認や救助等の支援体制の構築を図ります。

また、近年の災害発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発を実施します。また、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資について支援します。

《事業展開》

【107】避難行動要支援者の支援体制の推進					担当課	健康福祉課	
事業内容	町内会、自主防災組織、民生委員、児童委員等との連携のもと、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を推進します。また、転居等の情報を反映するため、年に1度、避難行動要支援者名簿を更新し、避難支援等関係者に提供します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	要支援者名簿	更新・提供	更新・提供	更新・提供	更新・提供	更新・提供	更新・提供

【108】災害時における福祉避難所の設置と運用					担当課	健康福祉課	
事業内容	災害が発生した際に、通常の避難所では生活が困難となる要配慮者に対し、専門的な支援や援護を一時的に行うため、町内の高齢者等入所施設、障がい者等入所施設との協定に基づき、福祉避難所として必要な訓練等を実施します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	福祉避難所の指定	20施設	33施設	33施設	35施設	35施設	35施設

【109】災害時における要配慮者の安否確認【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	災害時の安否確認とその体制づくり、また救護・介護などの必要な支援を、民生委員、児童委員、高齢者等入所施設、障がい者等入所施設等の関係機関で連携し、自力で自宅から避難することが困難な方の支援体制を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	安否確認の 支援体制	—	—	—	関係機関と連携し、支援体制を整備		

【110】災害や感染症に対する備えの充実【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護保険施設や事業所に対し、防災・減災対策及び感染症対策に関する周知啓発、研修等を行い、避難計画やマニュアルの整備を支援します。また、災害や感染症の発生時に必要な物資について調達・輸送体制等を含めて、危機管理能力を高めます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	避難計画・マニュアルの作成	—	—	—	全施設・事業所で作成		

（４）権利擁護支援の充実

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況になる高齢者が、尊厳を維持しながら地域で安心して暮らすことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、高齢者の生活の維持を図ります。

《事業展開》

【30】 成年後見制度の利用促進 【再掲・44頁】					担当課	健康福祉課	
事業内容	成年後見制度の趣旨や手続きに関する理解が広まり、制度が適切に利用されるよう周知普及を図り、利用する際に生じる費用を支払うことが困難な方に対して費用の助成をします。また、成年後見制度による支援が必要になった方には、適切に後見制度につなぎます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	町長申立件数	1件	2件	2件	2件	2件	2件
	報酬助成件数	2件	3件	0件	3件	3件	3件

【31】 高齢者虐待防止の普及・促進 【再掲・45頁】					担当課	健康福祉課	
事業内容	多様化する虐待内容や通報義務、相談窓口等の周知を図るため、パンフレット等での情報提供や住民が集う場所での出前講座を行い、早期発見と未然防止を目指します。また、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、警察等の関係機関と連携を強化します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	出前講座	3回	3回	2回	3回	3回	3回

(5) 消費者被害等の未然防止の取り組み及び救済

認知症等により判断能力の低下してきている高齢者を含め、高齢者を狙った様々な悪質商法、「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」等の特殊詐欺などが増えています。このような消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防止するため、被害に遭わないための情報提供や、悪質な事業者に対する指導等を行うなど、高齢者の被害を未然に防ぐための取り組みを行います。また、被害に遭った方からの相談に対しては、専門相談員による助言やあっせんを行い、被害の救済を図ります。

《事業展開》

【111】消費者被害に関する情報提供と相談の充実					担当課	住民生活課
事業内容	高齢者を狙った消費者被害の未然防止・被害拡大防止のため、イベントや広報紙などを活用して、契約トラブルや悪質商法等の情報提供を行います。また、被害に遭った方からの相談に対しては、関係機関と連携し助言やあっせんを行い、被害の救済を図ります。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	啓発活動回数	2回	2回	2回	2回	2回

【112】特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動					担当課	住民生活課
事業内容	オレオレ詐欺や還付金詐欺、架空請求等の特殊詐欺被害防止に向け、警察署や防犯協会、金融機関等の関係機関と連携し、広報紙やホームページ、防災無線などによる広報啓発活動を行います。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	啓発活動回数	2回	2回	2回	2回	2回

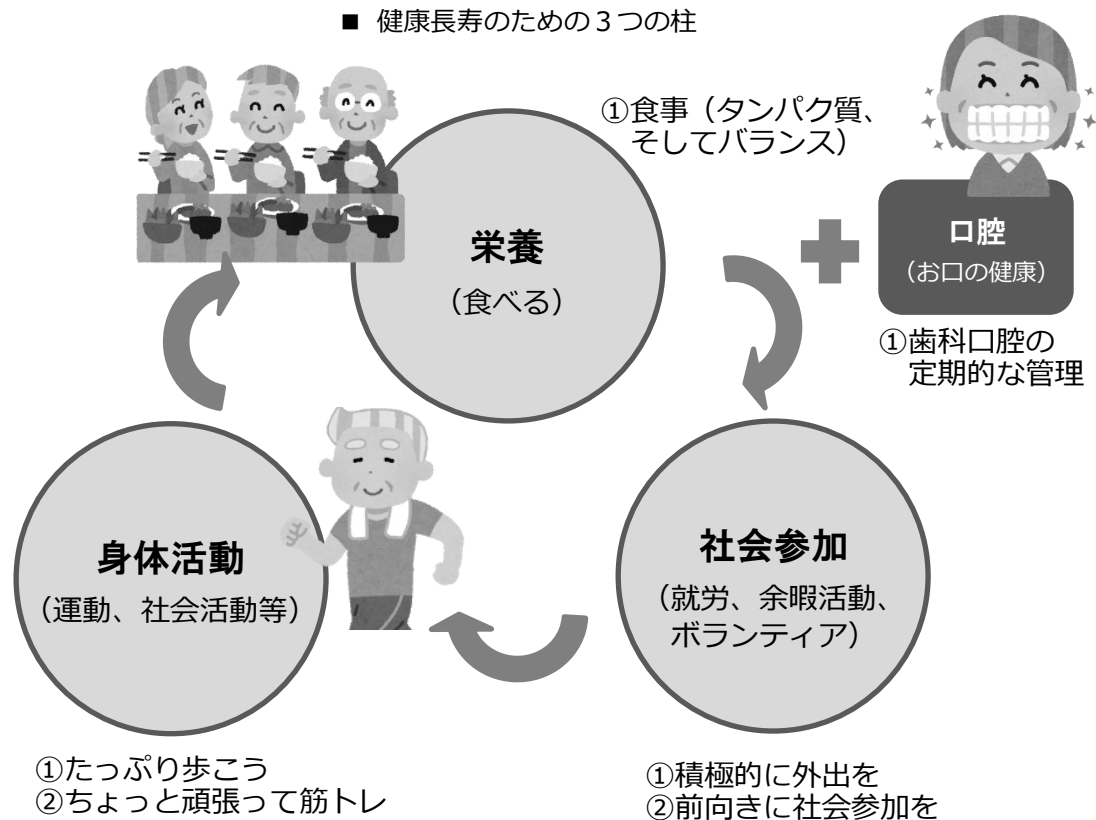
重点施策Ⅵ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

高齢者の健やかな暮らしにおいて、「健康」はすべての基盤であり、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）をできるだけ延ばしていくことが重要になります。

病気や障がいがあっても、いきいきと自分らしく「元気」に、家族や友人、地域の人と「ともに」気づかい、支え合って生活できることを目指します。

また、健康寿命の延伸のために、良好な食・栄養、身体活動・体力の増進、社会参加など介護予防の観点から、高齢者の生活の安心と活力を支える基盤である健康づくりの支援を進めます。

■ 健康長寿のための3つの柱



(1) 生涯にわたるこころと体の健康づくり

栄養・食生活、身体活動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発を行います。また、各種教室の実施を通じて、町民の生涯にわたる主体的な健康づくり活動の支援を図ります。

《事業展開》

【113】 高齢者入浴施設等無料利用事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	65歳以上の高齢者を対象に、町内の入浴施設等で利用が可能な無料利用券（年12回分）を交付し、高齢者の健康づくりと体力づくり及び在宅福祉の向上と入浴等を通じた交流促進を支援します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用件数	24,622件	23,666件	23,165件	24,000件	24,000件	24,000件

【114】 高齢者歯科口腔保健事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	健康で長生きをする健康寿命の延伸は、現在歯数の維持と噛む機能が影響していることから、ライフステージ（60歳・65歳・70歳）に応じた「歯周病検診」と75歳以上の後期高齢者が受診できる「歯科健康診査」の無料券を交付し、歯科口腔保健を推進します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	歯周病検診 受診者数	126人	104人	120人	200人	200人	200人
	歯科健康診査 受診者数	68人	47人	73人	100人	100人	100人

【115】健康講座					担当課	健康福祉課	
事業内容	生活習慣病の発症と重度化予防を目的とし、要介護状態におちいることや早世を防ぐため、医師や歯科医師、大学教員による講話や運動実技、健康測定（体組成、血管年齢、骨密度、立ち上がり、血圧）等を行い、健康・体力の向上と運動習慣の定着を目指します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	参加者数(延)	－	217人	274人	300人	300人	300人

【116】こころと体の健康相談					担当課	健康福祉課	
事業内容	生活習慣病予防、がん予防、介護予防、健康増進、悩みごとなどの心と体の健康に関する正しい知識の普及を図り、町民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、個人を取り巻く地域社会全体の健康づくりを推進します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	こころの健康 相談者数	5人	12人	8人	15人	15人	15人
	体の健康 相談者数(延)	92人	105人	70人	80人	80人	80人

【19】健康づくり体操の普及 【新規】 【再掲・41頁】					担当課	健康福祉課
事業内容	体操用に編曲した合併10周年記念ソング「3つの花」に合わせた振り付けを考案し、イベントや各種教室等で体操を行うことにより一人ひとりの健康意識が高まり、疾病予防を図るとともに医療費や介護保険料の抑制に結びつけます。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	普及啓発回数	—	—	—	13回	15回

(2) 健康を支える地域社会づくり

町民の主体的な健康づくりを促進するためには、個人の意思や家族の支えだけではなく、地域を始めとする個人を取り巻く社会環境が大きな影響を及ぼします。

健康に関する正しい知識に基づく活動を促進するために、適切な健康情報を得られる環境や学習機会を継続的に利用できる環境整備を進めるとともに、町民と協働した健康づくりに関する普及啓発を推進します。

《事業展開》

【117】保健推進員の活動支援					担当課	健康福祉課
事業内容	地域住民の疾病予防と健康の保持増進を図り、健康で明るい地域づくりのための役割を担う保健推進員が円滑な活動を行うことができるよう、健康に関する研修会や会議を開催するほか、健康づくりのための情報提供などを行います。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	保健推進員	171人	171人	169人	170人	172人

【118】食生活改善推進員の養成と活動支援					担当課	健康福祉課
事業内容	生活習慣病の予防及び改善等のため、食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成のほか、調理実習や料理教室等の食育推進事業を通じて、食生活に対して興味や関心を深め、適正な食習慣の確立ができるよう支援を行います。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	食生活改善推進員	98人	96人	86人	90人	90人

【119】健康づくりリーダーの育成と活動支援					担当課	健康福祉課
事業内容	すべての町民が健康であり、元気で長生きできる長寿の町を目指し、健康についての必要な知識を習得し、健康増進に向け行動することができるよう、地域の健康づくりをけん引していくリーダーの育成と支援を行います。					
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	リーダー数	87人	135人	135人	135人	135人

(3) 生活習慣病などの疾病予防

健康寿命の延伸のためには、死亡原因の上位を占める「がん」「心疾患」対策、及び要介護状態の主要な原因となる「脳血管疾患」の対策が必要です。その根本的な原因は、高血圧や脂質異常症等の生活習慣病であるため、生活習慣病の予防や重症化予防の対策を図ります。

《事業展開》

【18】健康増進計画（すこやか南部21）の推進 【再掲・40頁】				担当課	健康福祉課
事業内容	若い世代からの健康づくりの取り組みが将来の介護予防につながるため、健康増進計画（すこやか南部21）に基づき、地域や健康づくりの関係部門と連携・協働し、平均寿命や健康寿命を延伸する効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取り組みを行います。				
現状目標	項 目	実 績		第8期計画期間中の目標（見込）	
		2015年(平成27年)		2023年(令和5年)	
	平均寿命	男 78.7歳	女 86.6歳	健康づくりを推進し、平均・健康寿命を延伸	

資料：2015(平成27)年市区町村別生命表の概要(厚生労働省)

【120】特定健康診査・後期高齢者健康診査					担当課	健康福祉課	
事業内容	生活習慣病の前触れやメタボリックシンドロームのリスクを早期に発見することを目的として健康診断を行い、受診者全員に健康づくりのための情報を提供し、医療費や介護保険料の抑制に結びつけます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	特定健康診査受診率	46.5%	46.8%	47.0%	50.0%	55.0%	60.0%
	後期高齢者健康診査受診率	33.5%	32.5%	33.0%	35.0%	35.0%	35.0%

【121】特定保健指導					担当課	健康福祉課	
事業内容	40歳以上75歳未満の特定健康診査の結果、腹囲やBMI（体格指数）が一定の基準を超え、さらに血圧・脂質などが基準値より高い状態にある人を対象に生活習慣を見直し、健康的な生活を維持できるよう保健指導を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	対象者に対する指導率	52.5%	67.1%	63.0%	63.0%	64.0%	65.0%

【122】保健指導					担当課	健康福祉課	
事業内容	特定健康診査の受診結果で、高血圧・脂質異常症・糖尿病等のリスクが高い方や医療機関から栄養指導が必要とされた方などの自宅を訪問し、本人や家族に対する生活習慣改善に向けた指導や支援を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	糖尿病指導者数	6人	13人	14人	15人	15人	15人
	重症化予防指導者数	221人	214人	210人	210人	210人	210人

【123】健康マイレージ事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	健康寿命の延伸や医療費の抑制のためと町民の健康づくりを支援するための取り組みで、各種健診や健康教室、献血などの健康づくりに関する事業に参加することでポイントを付与し、ポイントが貯まるとお買物券と交換します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	ポイント付与者数	1,478人	1,513人	1,800人	2,000人	2,000人	2,000人

(4) 高齢者の感染症対策

新型コロナウイルス感染症が流行し、通いの場が休みになるなど外出の機会が減り、また、友人や離れて暮らす家族と気軽に会えなくなるなど、以前とは違う日常が存在しています。

特に高齢者の方は、このような状況の中、家で過ごす時間が長くなると、筋力が落ちて動けなくなったり、気持ちが落ち込んで閉じこもってしまうことなどが心配されます。

「新しい生活様式」への対応、予防接種等に関する情報提供を積極的に行い、高齢者の方々が安心して生活ができるよう取り組んでいきます。

《事業展開》

【124】高齢者インフルエンザ予防接種事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の一定要件該当者に対し、インフルエンザの予防接種費用を助成し、インフルエンザの発病・重度化防止を図るとともに公衆衛生の向上及び健康増進に寄与します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	予防接種率	62.7%	64.6%	72.0%	70.0%	70.0%	70.0%

【125】高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	65歳から100歳までの5歳刻みの高齢者及び65歳以上の希望者に対し、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を助成し、肺炎の発病・重度化防止を図るとともに公衆衛生の向上及び健康増進に寄与します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	予防接種率	45.8%	23.6%	23.0%	25.0%	25.0%	25.0%

【126】新型コロナウイルス予防接種事業【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	新型コロナウイルス感染症の正しい情報を発信するとともに、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を行うことにより、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、感染症のまん延の防止を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	予防接種事業	—	—	—	国の方針に基づく		

重点施策Ⅶ 高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援

高齢者の社会参加は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど、多様な意義があります。

いつまでも健やかで、いきいきとした暮らしを送ることができるよう、高齢者の交流促進を推進します。

また、高齢者が知識や経験を活かし、生きがいをもって社会参加することができるよう、老人クラブやボランティア等の活動や就労などを支援します。

(1) 社会参加の機会の提供

高齢者が新たに学習したり、地域活動等を考えたり、これまでの活動や交流の幅をより一層広げられるよう、情報の提供やきっかけづくり、活動場所確保のための支援を充実します。

《事業展開》

【127】長寿敬老事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者の長寿を祝福し、多年にわたり社会の発展のために寄与してこられた方々に対する敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに、高齢者自らが生きがいを高め、生活意欲の向上を目指します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	敬老会参加者数	535人	497人	中止	550人	550人	550人

【128】老人クラブ活動支援事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者の知識、技術及び経験を活かし、豊かな日常生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康づくり、介護予防活動、社会参加活動等を行っている老人クラブの自主的な活動を支援するほか、クラブ活動を円滑に行えるよう支援します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	老人クラブ数	21クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ

【129】まべち笑楽校の開校					担当課	社会教育課	
事業内容	60歳以上の生きがいづくりを目的として、町の歴史や気候などの授業のほか、バス遠足や修学旅行等の学習体験を行う「まべち笑楽校」を開校し、高齢者の学習意欲の向上と参加者相互の親睦を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	参加者数	14人	17人	中止	20人	20人	20人

【130】芸術・文化活動の促進					担当課	社会教育課	
事業内容	芸術・文化活動を行う各種サークル活動の場の提供や参加促進などの支援を行い、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを促進するとともに、各種イベントや発表会等を開催し、活動の活性化を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	会員数	650人	630人	610人	600人	600人	600人

(2) 助け合い活動・生きがいづくりの支援

高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中、高齢者の活動に対するニーズも教養や趣味の活動、スポーツ、ボランティア、就業など多岐にわたります。関心のある活動を通じて社会参加することは、高齢者自身の生きがいづくりや健康の保持、介護予防につながるだけでなく、地域の活性化にもつながることから、高齢者が自発的に活動できるよう支援します。

《事業展開》

【131】生活支援コーディネーターの配置					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者の継続した在宅生活を支えるため、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域のニーズを把握するとともに、必要とされる生活支援サービスを提供するための仕組みづくりや、地域での通いの場などに関する担い手の人材育成等を通じ、地域支援を進めます。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	配置数(第1層)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	配置数(第2層)	－	－	－	配置に向けて検討		3人

【132】生活支援体制整備協議体の設置					担当課	健康福祉課	
事業内容	元気な高齢者をはじめ、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人等と連携して、多様な主体が参画する「生活支援体制整備協議体」を設置し、地域ニーズの把握やサービス提供にかかる資源開発等を検討することで、地域主体による生活支援体制の充実を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	協議会会議 (第1層)	4回	4回	3回	4回	4回	2回
	協議会会議 (第2層)	—	—	—	設置に向けて検討		3回



第1層、第2層とは・・・

第1層

市町村区域でコーディネート等を行う

第2層

日常生活圏域(中学校区域等)で
第1層のもとコーディネート等を行う

【133】生活支援ボランティアの養成 【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、元気な高齢者が地域活動の担い手となって、介護予防に役立つ場所などでの活動や、ゴミ出しや庭の手入れ、買い物、簡単な清掃、外出支援等の“あれば助かる”活動を行うためのボランティアを養成します。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	養成研修会	—	—	—	3回	3回	3回

【134】ボランティアポイント事業の構築【新規】					担当課	健康福祉課	
事業内容	介護予防や健康寿命の延伸を目的として、高齢者の社会参加、生きがいづくり、社会貢献へのインセンティブを高めるとともに、地域で支える介護、互助による地域ケアを実現するため、関係機関等と勉強会を通じ事業の構築を図ります。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	ボランティア事業の導入	—	—	—	検討	実施	見直し

【135】 ボランティア活動促進事業					担当課	健康福祉課	
事業内容	ボランティア団体等を通して、一人暮らし高齢者の見守り活動など、高齢者を支える活動を高齢者自身が主体となって担うことができるよう支援します。また、これまで培ってきた経験や知識等を活かしたボランティア活動に参加できるよう、情報提供を行います。						
現状目標	項 目	実 績(2020年度は見込)			第8期計画期間中の目標(見込)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	ボランティア登録者数(団体)	8団体	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体
	ボランティア登録者数(個人)	20人	21人	16人	20人	20人	20人



第4章

介護保険事業費と保険料の算出



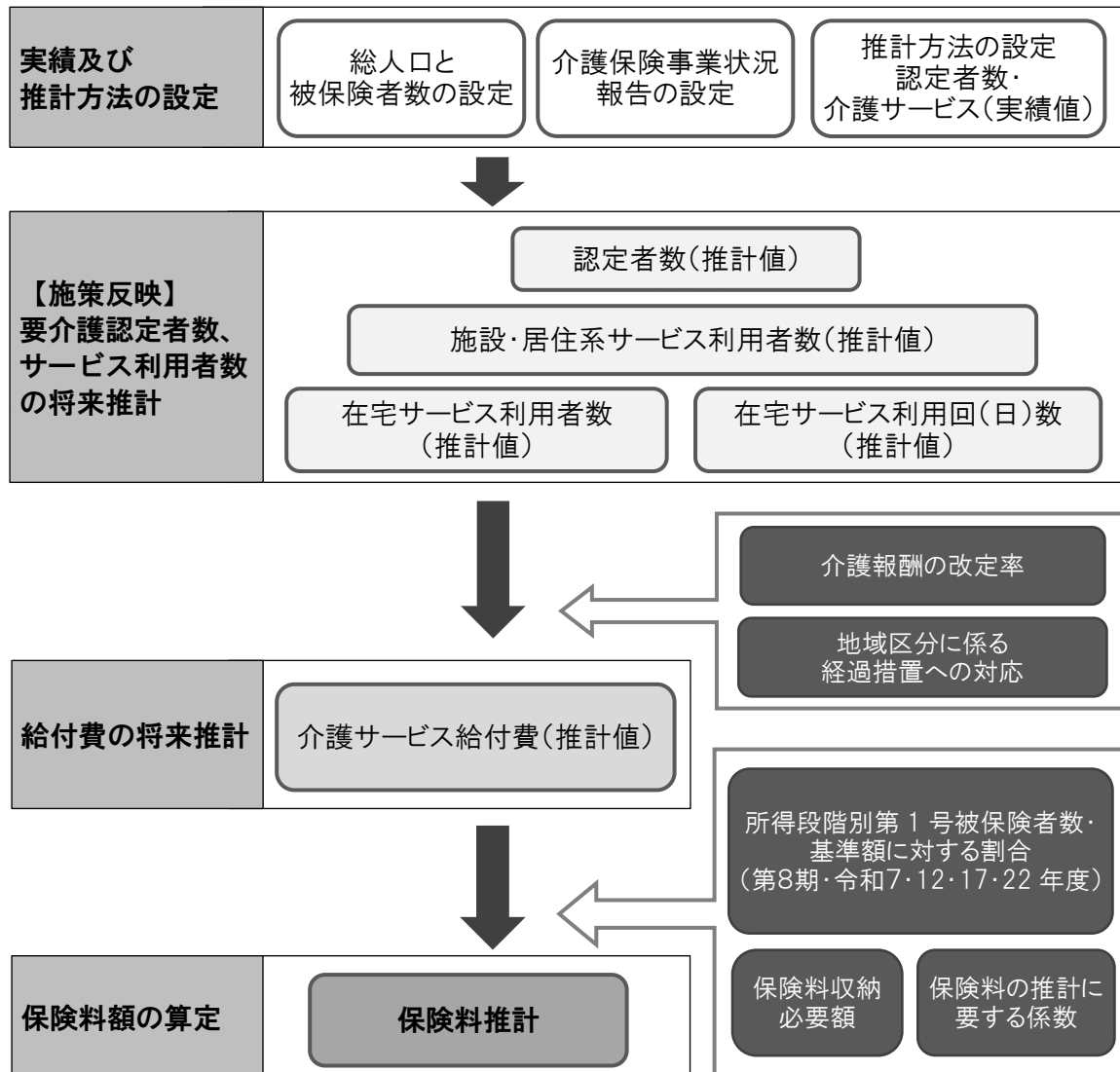
第4章 介護保険事業費と保険料の算出

1 保険料の推計手順

介護保険事業計画の見直しにおけるサービス事業量の推計は、1人あたりの保険料の決定や町の財政に大きな影響を与えるものであり、慎重な対応が必要です。

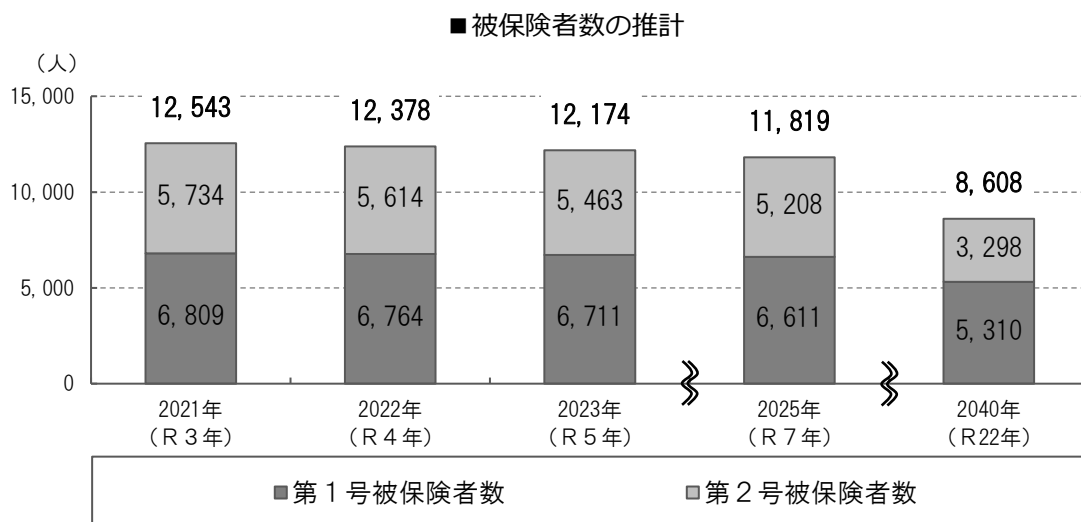
そこで本町では、2018・2019・2020（平成30・令和元・令和2）年度の介護給付実績データを精査し、国の提示した算定基準（「見える化」システム）に基づき、以下の手順において介護保険料を算出しました。

■ 介護保険料の推計手順



2 被保険者数の推計

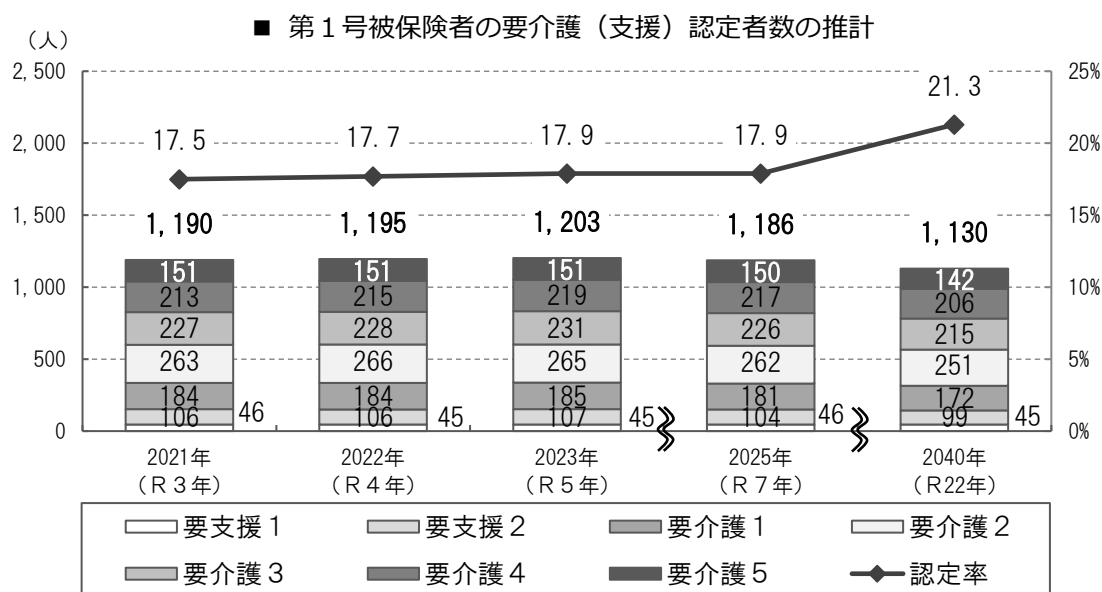
被保険者数は、第1号・第2号ともに年々減少するものと見込まれます。第1号被保険者では、2021（令和3）年の6,809人から2040（令和22）年には22%減少し、5,310人になると推計されます。



3 要介護（要支援）認定者の推計

第1号被保険者における認定者は、第8期計画期間中は増加し、その後は減少するものと見込まれています。

一方、認定率は2025（令和7）年以降も上昇し、2040（令和22）年には20%を超えるものと予測されます。



4 介護給付費等の見込み

第8期計画期間における利用量の動向を踏まえた各サービス別保険給付費の見込みは、下記のとおりです。

(1) 介護給付費の推計

単位：千円

サービスの種類	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2040年度 (令和22年度)
居宅介護サービス	951,996	957,215	975,702	946,544	899,874
①訪問介護	229,577	230,473	235,076	227,358	216,577
②訪問入浴介護	3,049	3,051	3,051	3,051	3,051
③訪問看護	21,111	21,123	21,438	21,123	20,114
④訪問リハビリテーション	355	356	356	356	356
⑤居宅療養管理指導	9,811	9,931	10,113	9,931	9,227
⑥通所介護	302,267	304,233	308,498	298,504	284,138
⑦通所リハビリテーション	182,179	183,312	186,023	182,280	171,746
⑧短期入所生活介護	121,267	121,906	125,436	121,906	115,756
⑨短期入所療養介護(老健)	7,246	7,250	9,411	7,250	7,250
⑩短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
⑪短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
⑫福祉用具貸与	54,178	54,613	55,333	53,818	50,692
⑬特定福祉用具購入費	972	972	972	972	972
⑭住宅改修費	1,623	1,623	1,623	1,623	1,623
⑮特定施設入居者生活介護	18,361	18,372	18,372	18,372	18,372
地域密着型介護予防サービス	778,055	803,454	806,741	803,454	770,181
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	6,041	6,045	6,045	6,045	6,045
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	30,460	30,477	30,477	30,477	29,456
④認知症対応型通所介護	36,055	36,075	36,075	36,075	36,075
⑤小規模多機能型居宅介護	37,758	59,424	59,424	59,424	59,424
⑥認知症対応型共同生活介護	558,184	561,816	565,103	561,816	529,564
⑦地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	109,557	109,617	109,617	109,617	109,617
施設サービス	757,657	758,076	757,001	760,688	726,212
①介護老人福祉施設	375,117	375,325	375,325	375,325	359,974
②介護老人保健施設	365,359	365,561	365,561	368,875	349,750
③介護医療院	12,180	12,187	11,112	16,488	16,488
④介護療養型医療施設	5,001	5,003	5,003		
居宅介護支援	102,877	103,445	104,831	101,612	96,316
介護給付費計	2,590,585	2,622,190	2,644,275	2,612,298	2,492,583

(2) 介護予防給付費の推計

単位:千円

サービスの種類	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2040年度 (令和22年度)
介護予防サービス	31,525	31,540	31,540	30,979	29,270
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	2,492	2,494	2,494	2,494	2,494
③介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	377	377	377	377	377
⑤介護予防通所リハビリテーション	21,726	21,738	21,738	21,242	19,756
⑥介護予防短期入所生活介護	1,817	1,818	1,818	1,818	1,818
⑦介護予防短期入所療養介護 (老健)	623	623	623	623	623
⑧介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	3,875	3,875	3,875	3,803	3,587
⑪特定介護予防福祉用具購入費	241	241	241	248	241
⑫介護予防住宅改修費	374	374	374	374	374
⑬介護予防特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス	5,641	5,644	5,644	5,644	5,644
①介護予防認知症対応型 通所介護	131	131	131	131	131
②介護予防小規模多機能型 居宅介護	2,515	2,516	2,516	2,516	2,516
③介護予防認知症対応型 共同生活介護	2,995	2,997	2,997	2,997	2,997
介護予防支援	4,208	4,211	4,264	4,157	3,942
介護予防給付費計	41,374	41,395	41,448	40,780	38,856

(3) 総給付費の推計

単位:千円

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2040年度 (令和22年度)
介護給付費計	2,590,585	2,622,190	2,644,275	2,612,298	2,492,583
介護予防給付費計	41,374	41,395	41,448	40,780	38,856
総給付費	2,631,959	2,663,585	2,685,723	2,653,078	2,531,439
第8期計画期間中の合計	7,981,267				

(4) 標準給付費の推計

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料を加えた2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの第8期標準給付費見込額を下記のとおり算定しました。

第8期計画期間における利用量の動向を踏まえた標準給付費は、緩やかではありますが、増加する見込みです。

単位：円

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	第8期 合計
総給付費	①	2,631,959,000	2,663,585,000	2,685,723,000	7,981,267,000
特定入所者介護サービス費等 給付費(財政影響額調整後)	②	87,996,885	82,790,296	82,796,405	253,583,586
高額介護サービス費等給付費 (財政影響額調整後)	③	70,529,778	70,294,667	70,294,667	211,119,112
高額医療合算介護サービス費等 給付費	④	7,200,000	7,200,000	7,200,000	21,600,000
審査支払手数料	⑤	2,201,000	2,201,000	2,201,000	6,603,000
標準給付費見込額計 ①+②+③+④+⑤	⑥	2,799,886,663	2,826,070,963	2,848,215,072	8,474,172,698

■ 特定入所者介護サービス費等給付費

施設サービス等を利用した場合の食事・居住費について、低所得者の方が支払い困難とならないように所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた分を介護保険から補足的給付を行うものです。

■ 高額介護サービス費等給付費

介護保険サービスの利用にかかる利用者負担の合計が、世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

■ 高額医療合算介護サービス費等給付費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

■ 審査支払手数料

介護保険事業を円滑に運営するため、介護保険サービスに係る費用の請求・支払い等を国民健康保険連合会への委託に要する費用です。

(5) 地域支援事業費の推計

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業です。

「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」で構成され、保険料等の財源を用いて事業を行います。

第8期計画期間における地域支援事業費の見込みは、下記のとおりです。

単位:円

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	第8期 合計
介護予防・日常生活支援 総合事業	⑦	52,422,000	53,133,000	53,324,000	158,879,000
訪問型サービス		5,958,000	6,000,000	6,000,000	17,958,000
通所型サービス		27,060,000	27,450,000	27,450,000	81,960,000
介護予防ケアマネジメント		3,897,000	4,100,000	4,300,000	12,297,000
一般介護予防		15,277,000	15,353,000	15,344,000	45,974,000
その他介護予防・日常生活支援 総合事業		230,000	230,000	230,000	690,000
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業	⑧	46,569,000	49,535,790	50,466,198	146,570,988
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)		36,179,000	36,540,790	36,906,198	109,625,988
任意事業		10,390,000	12,995,000	13,560,000	36,945,000
包括的支援事業 (社会保障充実分)	⑨	10,529,000	13,200,000	13,500,000	37,229,000
在宅医療・介護連携推進事業		1,077,000	800,000	1,000,000	2,877,000
生活支援体制整備事業		620,000	3,000,000	3,000,000	6,620,000
生活支援体制整備事業 (就労的活動)		0	0	0	0
認知症初期集中支援推進事業		623,000	800,000	900,000	2,323,000
認知症地域支援ケア向上事業		8,093,000	8,000,000	8,000,000	24,093,000
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業		0	300,000	300,000	600,000
地域ケア会議推進事業		116,000	300,000	300,000	716,000
地域支援事業費見込額計 ⑦+⑧+⑨	⑩	109,520,000	115,868,790	117,290,198	342,678,988

(6) 標準給付費と地域支援事業費の合計

第8期計画期間の標準給付費と地域支援事業費を合わせ見込額は、およそ88億1,685万2千円となります。

単位:円

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	第8期 合計
標準給付費見込額計	⑥	2,799,886,663	2,826,070,963	2,848,215,072	8,474,172,698
地域支援事業費見込額計	⑩	109,520,000	115,868,790	117,290,198	342,678,988
合 計		2,909,406,663	2,941,939,753	2,965,505,270	8,816,851,686

5 第8期計画期間における保険料基準額の算定

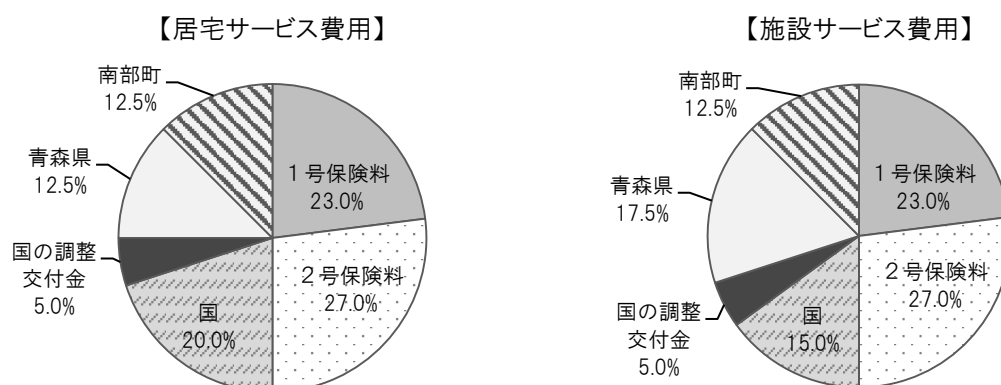
(1) 第1号被保険者の保険料負担割合

保険給付を行う財源は、下図のとおり公費（国・都道府県・本町の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は、原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方）から徴収する保険料で賄うこととなっています。なお、包括的支援事業等について第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補てんされます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。

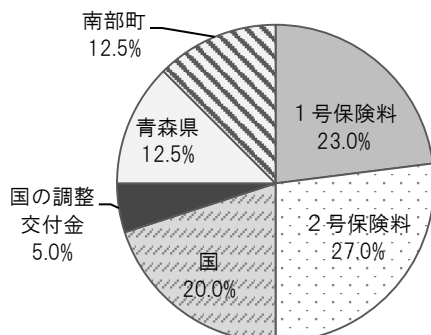
第8期計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。したがって、第8期においては、今後3年間の保険給付総額の23%を賄うよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければなりません。

■介護保険費用の負担割合

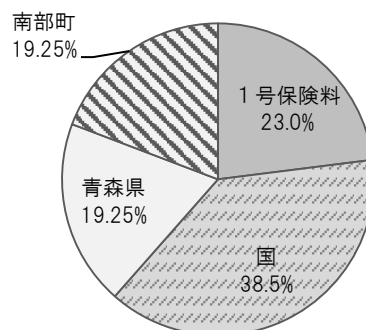


■地域支援事業費の負担割合

【介護予防・日常生活支援総合事業費】



【包括的支援事業・任意事業費】



(2) 調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち、5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。調整交付金は、全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における後期高齢者加入割合（75歳以上の方）や所得段階別人数割合によって国からの交付金が増減します。

後期高齢者の加入割合が全国平均よりも高い場合は、より多くの保険給付を見込む必要があり、保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数構成を全国平均と比較し、所得段階が高い方の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本町では、被保険者における後期高齢者加入割合が全国平均よりも高く、所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも低いため、交付割合は5%を上回っています。

第8期計画における調整交付金の交付割合は、2021（令和3）年度が8.98%、2022（令和4）年度が8.60%、2023（令和5）年度が8.53%と推計しています。

(3) 介護報酬の改定について

介護報酬は、原則として3年に1度改定され、介護給付費に大きな影響を与えます。厚生労働省の「社会保障審議会介護給付費分科会」で改定に向けた議論が行なわれ、2021（令和3）年4月から介護報酬が改定（0.7%引上げ）されます。

0.7%のうち、0.05%は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（2021（令和3）年9月末まで）となっています。

（４）介護給付費準備基金

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて事業計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取崩しを行うなど、被保険者全員に安定して保険給付を提供するよう努めています。

基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、必要以上の基金残高を保有することは、保険給付のためにお預かりした保険料の用途目的として適切ではありません。

そこで、第8期計画期間においては、基金残高の9,550万円を活用することにより、保険料基準月額を438円抑制し、保険料負担の軽減を図ります。

（５）財政安定化基金

計画期間中において、保険給付費が計画値を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・都道府県・保険者が3分の1ずつ拠出し、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は、拠出金を原資に基金へ積立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸し付けを受けた保険者は、次の事業計画期間に返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本町では、適切に保険給付費を見込み安定的な介護保険制度運営を行っており、第7期介護保険事業計画期間において資金不足は生じていないことから、借り入れは行っていません。

6 保険料の所得段階別設定

被保険者の負担能力には差があるため、保険料は一律ではなく、住民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行ったうえで、保険料を定めています。

第8期における第1号被保険者の保険料の段階は、第7期に引き続き、国における所得段階の標準に合わせ9段階としました。

7 第8期の保険料基準額

(1) 保険料基準額の算定方法

はじめに今後3年間の標準給付費⑥、地域支援事業費⑨の合計Ⅰに第1号被保険者負担割合(23%)を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を求めます。

次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(Ⅲ－Ⅳ)、町の財政安定化基金への償還金Ⅴを加算し、基金取崩額Ⅵを差し引きます。

この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の保険料基準額となります。

第8期計画期間の本町の保険料基準額の算定基礎費用(Ⅰ)は、第7期より緩やかに増加し約88億円となり、そのうち第1号被保険者負担相当額(Ⅱ)は約20億円を見込んでいますが、負担の増加を避けるため介護給付費準備基金を取り崩し、保険料基準額を第7期と同額の月額7,400円とします。

項 目		金 額
標準給付費⑥＋地域支援事業費⑨ 計	Ⅰ	8,816,851,686 円
第1号被保険者負担分相当額 Ⅰ×23.0%	Ⅱ	2,027,875,888 円
調整交付金相当額	Ⅲ	431,652,585 円
調整交付金見込額	Ⅳ	751,250,000 円
財政安定化基金償還金※	Ⅴ	0 円
介護給付費準備基金取崩額	Ⅵ	95,500,000 円
保険料収納必要額 Ⅱ＋Ⅲ－Ⅳ＋Ⅴ－Ⅵ	Ⅶ	1,612,778,473 円

※本町は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はありません。

項 目		金 額
保険料収納必要額	Ⅶ	1,612,778,473 円
予定保険料収納率	Ⅷ	98.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数※	Ⅸ	18,532 人
第8期の第1号被保険者の保険料基準額(月額) Ⅶ÷Ⅷ÷Ⅸ÷12	Ⅹ	7,400 円

※第1号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(＝所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準値を算定します。

(2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、所得段階に応じた額となります。この保険料は、基準月額をもとに低所得者の負担が重くなり過ぎないように、所得に応じて9段階に調整されます。

■第1号被保険者の保険料

区分	住民税		所得の状況	調整率	月額 保険料	年額 保険料
	世帯	本人				
第1段階	全員が非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の課税年金収入等が80万円以下	0.30	2,220 円	26,640 円
第2段階			・本人の課税年金収入等が80万円超え 120万円以下	0.50	3,700 円	44,400 円
第3段階			・本人の課税年金収入等が120万超	0.70	5,180 円	62,160 円
第4段階	世帯員に課税者がいる	非課税	・本人の課税年金収入等が80万円以下	0.90	6,660 円	79,920 円
第5段階 (基準額)			・本人の課税年金収入等が80万円超	1.00	7,400 円	88,800 円
第6段階		課税	・本人の合計所得金額が120万未満	1.20	8,880 円	106,560 円
第7段階			・本人の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	1.30	9,620 円	115,440 円
第8段階			・本人の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	1.50	11,100 円	133,200 円
第9段階			・本人の合計所得金額が320万円以上	1.70	12,580 円	150,960 円

※消費税引き上げにより、社会保障の充実に伴う介護保険法が改正され、住民税非課税世帯の保険料軽減強化が行われています。

保険料率は国・青森県・本町からそれぞれ公費を投入し、第1段階は45%から30%、第2段階は75%から50%、第3段階は75%から70%に軽減します。

【参考１】保険料基準額の内訳

単位：円・％

項 目		第7期		第8期	
		金額	構成比	金額	構成比
総給付費 ②+③+④	①	6,594	89.1	6,956	88.7
居宅サービス	②	3,386	45.8	3,451	44.0
居住系サービス	③	1,306	17.6	1,525	19.5
施設サービス	④	1,902	25.7	1,981	25.3
その他給付費	⑤	506	6.8	520	6.6
地域支援事業費	⑥	300	4.1	362	4.6
財政安定化基金	⑦	0	0.0	0	0.0
市町村特別給付費等	⑧	0	0.0	0	0.0
保険料収納必要額 ①+⑤+⑥+⑦+⑧	⑨	7,400	100.0	7,838	100.0
介護給付費準備基金取崩額	⑩	0	0.0	438	5.6
保険料基準額 ⑨－⑩		7,400	100.0	7,400	94.4

※金額、構成比は端数処理のため、合計欄に一致しないところもあります。

【参考２】将来推計

高齢者人口及び要介護等認定者数の将来推計を踏まえ、現状の介護給付費の伸びをもとに試算すると、下記のとおりとなります。

年 度	区 分	保険料基準額
2025年度 (令和7年度)	団塊の世代が75歳以上の高齢者となる	8,296 円
2040年度 (令和22年度)	団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる	10,474 円

(３) 保険料の減免・徴収猶予

震災・火災などの災害で著しい損害が生じた、あるいは世帯の生計を主として維持する方の長期入院などで収入が著しく減少し、保険料の支払いが困難になった場合は、申請に基づいて保険料の減免や徴収猶予を行います。

(４) 保険料収納の向上・確保

保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の一つであり、被保険者全員がそれぞれの負担能力に応じて保険料を納めることは、公平性の確保や制度の安定的運営において欠かすことができません。

そのため、納付者の相談を受けながら生活状況に応じた納付について説明を行い、納付の確保に努めるなど、保険料収納の向上・確保に取り組みます。



第5章

計画の推進等



第5章 計画の推進等

1 関係機関との連携の強化

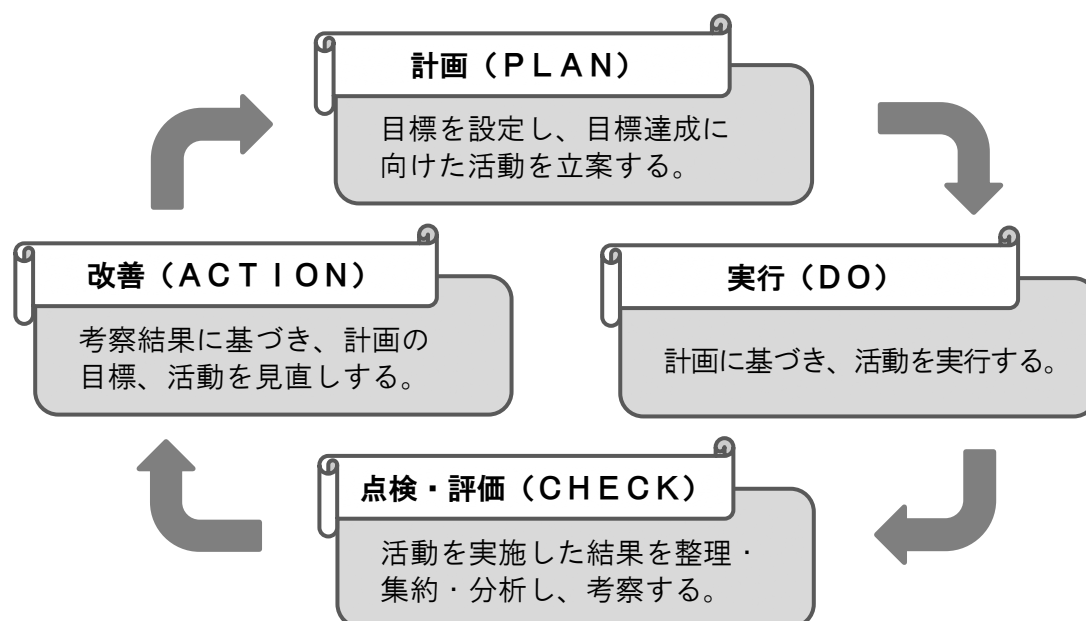
第8期計画は、「南部町総合振興計画」、「地域福祉計画」など各種関連計画の推進と整合を図り、関係各課との連携を強化することで事業を推進します。

また、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、行政のみならず、民間団体や福祉、保健、医療、介護、防災など、各機関との連携が欠かせません。そのため、関係機関や住民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を行い、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

2 計画の進行管理

第8期計画を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

■ PDCA サイクルのイメージ



3 各種データの活用

計画の推進におけるPDCAサイクルでは、進捗状況の確認・評価が必要であり、データを活用して現状や課題の分析を行っていきます。各種調査結果や厚生労働省の提供する地域包括ケア「見える化」システムや国民健康保険団体連合会の提供する国保データベース（KDB）システム等を活用した地域分析を進め、特徴や課題を捉え、より地域特性に

応じた施策を展開していきます。

また、介護保険データと医療データから得られる情報を有効に活用するため、介護・医療・健診の情報等を一括管理し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行っていくなど、データを活用し、より効果の立証された事業を中心に実施していきます。

4 情報発信

第8期計画について町民の理解を深めるため、広報紙やパンフレット、ホームページ等の多様な媒体を通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。

5 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大は、通所サービス等の利用自粛やヘルパーが訪問できないなど、要介護認定者等の生活に大きな影響が及びます。

要介護認定者等やその家族における、それらの影響の把握に努めるとともに、新しい生活様式における介護保険等のサービス提供体制のあり方やリスク対策など、国や青森県の方針やサービス提供事業者との連携により、感染症拡大防止を視野に入れたきめ細かな支援に努めます。

6 インセンティブ交付金の活用

インセンティブ交付金は、各保険者が行う自立支援・重度化防止の取り組みを評価し、国で設定した評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じ傾斜配分される交付金であり、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化や介護予防・重度化防止等に資する取り組みに対し、財政的インセンティブを与えるものです。

2018（平成 30）年度に「保険者機能強化推進交付金」が創設され、2019（令和元）年度には新たに「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。交付金は、地域支援事業等における第1号被保険者保険料負担金に充当することとされています。

本町では第7期期間中、国の評価指標の内容に注視し、できるだけ多くの指標を達成し、交付金の交付を受け、各年度の介護保険特別会計における地域支援事業の第1号被保険者保険料負担分に充当しました。

第8期計画期間においては、これらの交付金を財源として、介護予防・重度化防止に向けた取り組みを推進していきます。

■ 保険者機能強化推進交付金等の評価結果【2020（令和2）年度】

単位：項目、点

評価指標の項目	項目数	配 点	南部町の得点	平均点	
				青森県	全 国
I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	6	140	120	124.5	113.3
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	52	1,195	812	703.9	626.4
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	80	47	35.0	30.4
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	9	195	175	136.3	116.8
(3)在宅医療・介護連携	6	90	75	82.0	71.8
(4)認知症総合支援	6	175	135	122.3	106.1
(5)介護予防／日常生活支援	17	450	273	213.2	187.4
(6)生活支援体制の整備	4	85	42	48.8	48.0
(7)要介護状態の維持・改善の状況等	5	120	65	66.4	66.0
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	18	240	159	97.1	101.3
(1)介護給付の適正化等	9	120	82	65.5	58.4
(2)介護人材の確保	9	120	77	31.6	43.0
合 計	76	1,575	1,091	925.5	841.1

※平均点は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

■ 評価指標に基づく配分額

単位：円

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
保険者機能強化推進交付金	3,542,000	3,116,000	4,729,000
介護保険保険者努力支援交付金	—	—	4,561,000
合 計	3,542,000	3,116,000	9,290,000



資 料 編



資 料 編

1 南部町介護保険運営協議会設置要綱

平成29年8月1日
健福要綱第30号

(設置)

第1条 南部町における介護保険に関する事業の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とし、必要な事項を協議するために、南部町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 高齢者福祉及び介護保険運営に関する次に掲げる事項

- ア 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- イ 高齢者の福祉施策の推進に関すること。
- ウ その他協議会が必要と認めること。

(2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「サービス」という。）に関する次に掲げる事項

- ア サービスの報酬設定に関すること。
- イ サービス事業者の指定に関すること。
- ウ サービス事業者の指定基準に関すること。
- エ その他協議会が必要と認めること。

(3) 地域包括支援センターに関する次に掲げる事項

- ア 地域包括支援センターの設置に関すること。
- イ 地域包括支援センターの公正・中立性の確保に関すること。
- ウ 地域包括支援センターの職員の確保に関すること。
- エ その他協議会が必要と認めること。

(4) 高齢者虐待に関する次に掲げる事項

- ア 高齢者虐待の防止及び早期発見に関すること。
- イ 関係機関等の連携に関すること。
- ウ その他協議会が必要と認めること。

2 協議会は、前項第3号各号に掲げる事項を協議するにあたっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会としての機能を担うものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は、15名以内とし、次に掲げる中から町長が委嘱する。

- (1) 南部町議会教育民生常任委員会
- (2) 南部町民生委員児童委員協議会
- (3) 南部町社会福祉協議会
- (4) 介護関係事業者
- (5) 介護保険の被保険者、利用者又はその家族
- (6) 医療、保健、福祉関係者又は学識経験者
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員は、非常勤の特別職とし、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第48条）別表に規定する「前各号に掲げるものの他、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる特別職の職員」として、報酬及び費用弁償を支給する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年以内とし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じて補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 関係機関等のあて職であるものについては、当該関係機関等の職でなくなったときはその日までとし、後任の者が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員（議長を除く）の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を徴すること及びその他必要な協力を求めることができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、個人情報の保護に十分留意し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
(南部町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 南部町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱(平成26年)
 - (2) 南部町地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成18年)
 - (3) 南部町地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年)
 - (4) 南部町高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱(平成19年)

2 事業一覧

第8期計画では、7つの重点施策に基づき、事業展開を行います。（それぞれの施策の詳細については第3章をご参照ください。）

重点施策Ⅰ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進（21事業）			
施策	No.	事業名等	掲載頁
(1)介護予防の推進と普及啓発	【1】	介護予防把握事業	35
	【2】	認知症予防教室(あたま元気教室)	35
	【3】	高齢者水中運動教室	35
	【4】	介護予防出前講座	36
	【5】	介護予防ボランティア育成講座	36
	【6】	転倒・寝たきり予防教室	36
(2)リハビリテーション専門職等を活かした取り組みの推進	【7】	地域リハビリテーション活動支援事業【新規掲載】	36
(3)介護予防・生活支援サービス事業の推進	1)訪問型サービス		
	【8】	介護予防訪問介護相当サービス	37
	【9】	訪問型サービスA(軽度援助訪問サービス)	37
	【10】	軽度援助訪問サービスB(住民主体)【新規掲載】	37
	【11】	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)【新規掲載】	37
	【12】	訪問型サービスD(移動支援)【新規掲載】	38
	2)通所型サービス		
	【13】	介護予防通所介護相当サービス	38
	【14】	通所型サービスA(緩和した基準)【新規掲載】	38
	【15】	通所型サービスB(住民主体)【新規掲載】	38
	【16】	通所型サービスC(からだ元気教室)	38
(4)地域の通いの場の創出	【17】	ご近所ふれあいサロン助成事業	39
	【2】	認知症予防教室(あたま元気教室)【再掲・35頁】	39
(5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	【18】	健康増進計画(すこやか南部21)の推進	40
	【19】	健康づくり体操の普及【新規】	41
	【20】	通いの場での健康教室【新規掲載】	41
	【21】	国保データベースを活用した地域診断と個別指導【新規掲載】	41

重点施策Ⅱ 在宅ケアの充実及び連携体制の整備（16事業）			
施策	No.	事業名等	掲載頁
(1)在宅医療・介護の連携強化	【22】	在宅医療・介護連携に関する相談支援	43
	【23】	在宅医療・介護連携の普及啓発	43
	【24】	医療・介護関係者の情報共有支援	43
	【25】	医療・介護関係者の研修	43

	【26】	二次医療圏内・関係市町村の連携	43
	【27】	地域ケア会議	44
(2)地域包括支援センターの運営	【28】	総合相談支援事業	44
	【29】	高齢者実態把握事業	44
	【30】	成年後見制度の利用促進	44
	【31】	高齢者虐待防止の普及・促進	45
	【32】	ケアマネジメント支援事業	45
(3)在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実	【33】	高齢者配食サービス事業	45
	【34】	軽度生活援助事業	45
	【35】	外出支援サービス事業	46
(4)家族介護者等への支援の充実	【36】	家族介護者教室	46
	【37】	在宅高齢者介護用品給付事業	46

重点施策Ⅲ 介護サービス等の充実・強化（48事業）			
施策	No.	事業名等	掲載頁
(1)介護給付適正化事業の推進 (第5期介護給付費適正化計画)	① 主要5事業		
	【38】	要介護認定の適正化	48
	【39】	ケアプラン点検	48
	【40】	住宅改修・福祉用具点検	49
	【41】	縦覧点検・医療情報との突合	49
	【42】	介護給付費の通知	49
	② 介護給付サービスの質的向上		
	【43】	ケアマネジメントガイドラインの作成【新規】	49
	【32】	ケアマネジメント支援事業【再掲・45頁】	49
	【44】	介護保険総合案内パンフレット等の作成	50
	【45】	介護サービス情報公表システムの利用促進	50
	【46】	給付実績を活用した分析・検証【新規】	50
	【47】	苦情への対応・事故報告の活用	50
	③ 施設サービスの質的向上		
	【48】	介護サービス事業者ガイドブックの作成【新規】	50
	【49】	介護事業所の適切な許認可・指定	51
	【50】	介護事業者に対する指導・監督	51
	【51】	社会福祉法人利用者負担軽減と制度の周知	51
	【52】	介護分野の文書に係る負担軽減の取り組み【新規】	51
(2)適正な介護保険施設等の整備	【53】	地域密着型サービス事業所の整備	53
(3)介護人材の確保・定着・育成	【54】	外国人材の受入環境整備事業【新規】	55
	【55】	介護従事者の資格取得支援【新規】	55
	【56】	介護職の魅力向上PR活動【新規】	55
	【57】	介護サービス事業者向け研修会【新規】	55

(4)2025年及び2040年を見据えた介護保険給付サービスの見込み	1) 居宅サービスの利用実績と給付見込み	
	【58】 訪問介護	57
	【59】 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護	57
	【60】 介護予防訪問看護、訪問看護	57
	【61】 介護予防訪問リハビリテーション、訪問リハビリテーション	58
	【62】 介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導	58
	【63】 通所介護	58
	【64】 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション	58
	【65】 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護	59
	【66】 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護(老健・病院等・介護医療院)	59
	【67】 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与	59
	【68】 特定介護予防福祉用具購入費、特定福祉用具購入費	59
	【69】 介護予防住宅改修費、住宅改修費	60
	【70】 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護	60
	【71】 介護予防支援、居宅介護支援	60
	2) 地域密着型サービスの利用実績と給付見込み	
	【72】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60
	【73】 夜間対応型訪問介護	61
	【74】 地域密着型通所介護	61
	【75】 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護	61
	【76】 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護	61
	【77】 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護	62
	【78】 地域密着型特定施設入居者生活介護	62
	【79】 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	62
	【80】 看護小規模多機能型居宅介護	62
	3) 施設サービスの利用実績と給付見込み	
	【81】 介護老人福祉施設	63
	【82】 介護老人保健施設	63
	【83】 介護医療院	63
	【84】 介護療養型医療施設	63

重点施策Ⅳ 認知症施策の推進（15事業）			
施策	No.	事業名等	掲載頁
(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人発信支援	【85】	認知症キャラバン・メイトの活動支援	65
	【86】	認知症サポーター養成の促進	65
	【87】	認知症セミナーの開催	65
	【88】	社会参加できる場の提供 【新規】	65
(2) 認知症予防の推進	【2】	認知症予防教室(あたま元気教室) 【再掲・35頁】	66
	【89】	タブレットを活用した認知機能の検査 【新規】	66
(3) 認知症への適切な対応と介護者への支援	【90】	認知症初期集中支援チームの充実	67
	【91】	認知症地域支援推進員の活動促進	67
	【92】	認知症カフェの充実	67
	【93】	認知症ケアパスの活用推進	67
	【94】	認知症の相談窓口の周知 【新規掲載】	67
	【95】	チームオレンジの体制整備の構築 【新規】	68
(4) 認知症バリアフリーの推進と社会参加や若年性認知症の方への支援	【96】	若年性認知症の理解を深めるための普及・啓発 【新規】	69
	【97】	あんしんカードの普及・啓発	69
	【98】	高齢者・見守りSOSネットワークの推進	69

重点施策Ⅴ 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備（17事業）			
施策	No.	事業名等	掲載頁
(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	【99】	緊急通報装置の貸与	70
	【100】	安心・安全な町営住宅の推進	70
	【101】	高齢者向け住宅の情報提供及び相談支援	71
(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり	【102】	高齢者運転免許証自主返納者への優遇措置事業	71
	【103】	買い物弱者支援事業	71
	【104】	コミュニティバスの運行事業	72
	【35】	外出支援サービス事業 【再掲・46頁】	72
	【105】	社会福祉協議会との事業連携及び支援	72
	【106】	民生委員・児童委員の活動支援	72
(3) 災害等緊急時に備えた支援の充実	【107】	避難行動要支援者の支援体制の推進	73
	【108】	災害時における福祉避難所の設置と運用	73
	【109】	災害時における要配慮者の安否確認 【新規】	73
	【110】	災害や感染症に対する備えの充実 【新規】	73
(4) 権利擁護支援の充実	【30】	成年後見制度の利用促進 【再掲・44頁】	74
	【31】	高齢者虐待防止の普及・促進【再掲・45頁】	74
(5) 消費者被害等の未然防止の取り組み及び救済	【111】	消費者被害に関する情報提供と相談の充実	75
	【112】	特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動	75

重点施策Ⅵ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり（16事業）			
施策	No.	事業名等	掲載頁
(1)生涯にわたるこころと体の健康づくり	【113】	高齢者入浴施設等無料利用事業	77
	【114】	高齢者歯科口腔保健事業	77
	【115】	健康講座	77
	【116】	こころと体の健康相談	77
	【19】	健康づくり体操の普及 【新規】【再掲・41頁】	78
(2)健康を支える地域社会づくり	【117】	保健推進員の活動支援	78
	【118】	食生活改善推進員の養成と活動支援	78
	【119】	健康づくりリーダーの育成と活動支援	78
(3)生活習慣病などの疾病予防	【18】	健康増進計画(すこやか南部21)の推進【再掲・40頁】	79
	【120】	特定健康診査・後期高齢者健康診査	79
	【121】	特定保健指導	79
	【122】	保健指導	79
	【123】	健康マイレージ事業	80
(4)高齢者の感染症対策	【124】	高齢者インフルエンザ予防接種事業	80
	【125】	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業	80
	【126】	新型コロナウイルス予防接種事業 【新規】	80

重点施策Ⅶ 高齢者の社会参加と生きがいの支援（9事業）			
施策	No.	事業名等	掲載頁
(1)社会参加の機会の提供	【127】	長寿敬老事業	81
	【128】	老人クラブ活動支援事業	81
	【129】	まべち笑楽校の開校	81
	【130】	芸術・文化活動の促進	82
(2)助け合い活動・生きがいの支援	【131】	生活支援コーディネーターの配置	82
	【132】	生活支援体制整備協議体の設置	82
	【133】	生活支援ボランティアの養成 【新規】	83
	【134】	ボランティアポイント事業の構築 【新規】	83
	【135】	ボランティア活動促進事業	83

3 南部町介護保険事運営協議会委員名簿

任期: 2020(令和2)年9月24日～2023(令和5)年3月31日

No.	役職名	組織	氏名	所属・職名
1	会 長	医療、保健、福祉関係者 又は学識経験者	西 村 博 史	有限会社 サンライズ 専務取締役
2	副会長	南部町議会 教育民生常任委員会	山 田 賢 司	南部町議会教育民生常任委員会 委員長
3	委 員	南部町民生委員児童 委員協議会	新井山 美智子	南部町民生委員児童委員協議会 会長
4	〃	南部町社会福祉協議会	立 花 才	社会福祉法人 南部町社会福祉協議会 法人運営課長
5	〃	介護関係事業者	本 多 悟	介護老人保健施設 孔明荘 総務部長
6	〃	〃	小 泉 哲	介護老人福祉施設 ハピネスながわ 施設長
7	〃	〃	角 沢 歩	グループホーム赤ずきん 管理者
8	〃	〃	丸 山 康 子	株式会社 絵夢プランニング 代表取締役
9	〃	〃	島 脇 和 子	ふくち在宅介護支援センター 管理者
10	〃	〃	工 藤 愛	三老デイサービスセンター八幡のゆ 施設長
11	〃	介護保険の被保険者、 利用者又はその家族	夏 堀 健 一	被保険者代表(第2号)
12	〃	〃	根 市 裕 明	被保険者代表(第1号)
13	〃	〃	東 山 恵 子	利用者家族代表
14	〃	医療、保健、福祉関係者 又は学識経験者	大久保 文雄	国民健康保険 南部町医療センター 副院長
15	〃	〃	中 村 純 子	中村歯科医院 院長

4 策定経過

(1) 南部町介護保険運営協議会

○令和元年度

年月日	内 容
令和元年9月12日	第2回南部町介護保険運営協議会 ・高齢者基礎調査について（概要）
令和元年11月28日	第3回南部町介護保険運営協議会 ・高齢者基礎調査について
令和元年11月～令和2年3月	各種アンケート調査の実施

○令和2年度

年月日	内 容
令和2年4月～8月	各種アンケート調査の分析
令和2年9月24日	第1回南部町介護保険運営協議会 ・南部町の高齢者を取り巻く現状について ・各種アンケート調査の結果について ・計画の策定について
令和2年11月5日	第2回南部町介護保険運営協議会 ・施設整備について ・素案について
令和2年12月17日	第3回南部町介護保険運営協議会 ・事業施策（事業概要）について ・介護サービス量等の見込みと保険料について（1回目）
令和3年1月21日	第4回南部町介護保険運営協議会 ・計画素案について ・介護サービス量等の見込みと保険料について（2回目）
令和3年2月18日	第5回南部町介護保険運営協議会 ・パブリックコメントについて ・最終案について

(2) 庁内連絡調整会議

年月日	内 容
令和2年12月4日	第1回庁内連絡調整会議
令和3年2月5日	第2回庁内連絡調整会議

(3) 意見交換会

年月日	内 容
令和2年11月19日	介護支援専門員研修会（介護支援専門員）
令和2年11月24日	保健師・栄養士ミーティング（保健師・栄養士）
令和2年12月23日	地域ケア会議（薬剤師）



第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画

発行日 令和3年 3月

発行者 南部町 健康福祉課 介護保険班

住 所 〒039-0595

青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山 91-1

連絡先 TEL : 0178-60-7101 FAX : 0178-76-3904



